

第3期

小山市児童虐待・DV対策基本計画

2020年度～2024年度

令和2(2020)年3月

小山市

はじめに



子ども達が健やかに生まれ、すべての人が心豊かに安心して暮らしていくためには、子どもの人権を守り、男女が思いやりお互いを尊重しつつ、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる社会の実現が重要です。

児童虐待や配偶者からの暴力（DV）は家庭内で起きることが多く、被害が潜在化しやすいために深刻化するなど、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、見過ごすことのできない社会問題です。

本市では、平成 25(2013)年度に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、相談から自立に向けた支援体制を整備いたしました。また、平成 27(2015)年度より、児童虐待と DV 対策を総合的に推進していく指針として「第 2 期 児童虐待・DV 対策基本計画」を策定し、市民の皆様と推進してまいりました。

しかしながら、児童虐待や DV に関する事件は近年深刻化、複雑化し、本市においても児童虐待の通告件数や DV に関する相談件数は増加傾向にあります。

このような状況の中、今回、第 2 期計画の点検・評価を行い、新たに「第 3 期 児童虐待・DV 対策基本計画」を策定いたしました。

今後、この基本計画に基づき、児童虐待及び配偶者等からの暴力の撲滅を目指し、未然防止、早期発見、安心して相談できる体制強化、被害者の保護、自立までの切れ目ない支援に、関係機関・団体等との連携をより一層深め取組んでまいります。

結びに、市民アンケート調査の実施をはじめ、本計画の策定にあたりまして、多くの市民の皆様や関係者の方々、そして小山市要保護児童等対策地域協議会委員の皆様、大変なご尽力と貴重なご意見をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

令和 2（2020）年 3 月

小山市長 大久保 寿夫

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定方法.....	3
5. 計画で扱う「虐待」「DV」「暴力」について.....	3
第2章 小山市の児童虐待・DV被害に関する現状と課題.....	4
1. 児童虐待・児童相談の状況.....	4
2. 婦人相談の状況.....	8
3. 児童虐待・DV対策に関するアンケート調査の概要.....	10
(1) 児童虐待に関するアンケート.....	11
(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）に関するアンケート.....	17
(3) 虐待・DV共通.....	26
(4) アンケートに寄せられた市民の声.....	27
4. 「第2期小山市児童虐待・DV対策基本計画」の進捗状況.....	29
(1) 施策の評価.....	29
(2) 成果指標による評価.....	40
第3章 計画の基本理念と施策の体系.....	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本目標.....	42
3. 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開.....	45
1. 目標実現のための施策.....	45
基本目標1 虐待やDVの未然防止のための取組の推進.....	45
基本目標2 安心して相談できる体制づくり.....	49
基本目標3 被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化.....	52
基本目標4 推進体制の充実.....	56
2. 活動・成果指標.....	59
第5章 計画の実現に向けて.....	60
1. 計画の推進体制.....	60
2. 計画の点検・評価.....	60
第6章 資料編.....	61

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・趣旨

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者や交際相手への暴力は、人権を著しく侵害するもので、決して許されるものではありません。

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、時に命を奪う悲惨な事件につながることがあります。子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など変化しており、子育て家庭が孤立化し、親の子育てに対する不安感や負担感の増加が指摘されています。

このような状況の中で、全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は非常に多くなっており、暴力や養育放棄などの虐待で命を落とすケースもしばしば生じています。平成16(2004)年には、小山市において幼い2人の兄弟が虐待を受けた末に命を落とすという痛ましい事件が起きました。こうした事件が二度と起こらないようにという願いを込めて、児童虐待防止を目指したおやま生まれのオレンジリボン運動は、全国的に広がり続けています。

しかしながら、児童虐待の相談件数は増加の傾向にあります。小山市では、児童虐待という重大な人権侵害から子どもたちを守り、次世代を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる地域社会の構築を目指し、関係機関、団体および市民が共に力を合わせ、児童虐待ゼロに向けて積極的に取り組んでいます。

一方、配偶者や交際相手への暴力については、家庭内など親しい関係の中で起きることから、表面化しにくく、背景には固定的な性別役割分担意識や男女間の経済的格差などの社会構造上の問題が関係していることが指摘されてきました。さらに近年、知人・友人や元交際相手・元夫婦などの間のストーカー行為の増加や凶悪化が問題になっています。

児童虐待に係る事件や配偶者間事案の刑法犯の検挙数が増加していることにも注視する必要があります。

残忍な児童虐待事件の発生を背景に、平成30(2018)年には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が閣議決定され、市町村における体制強化、専門性強化の方向性が示されています。また、令和元(2019)年6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の

所要の措置を講じることを目的として、児童福祉法等の一部が改正されました。改正法では、親権者や里親等は児童のしつけに際し、体罰を加えてはならないことや、ドメスティックバイオレンス（DV）対応機関との連携強化などが盛り込まれています。

また、令和元(2019)年12月には、産後ケア事業が法制化され市町村の努力義務となり、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行うことが求められています。

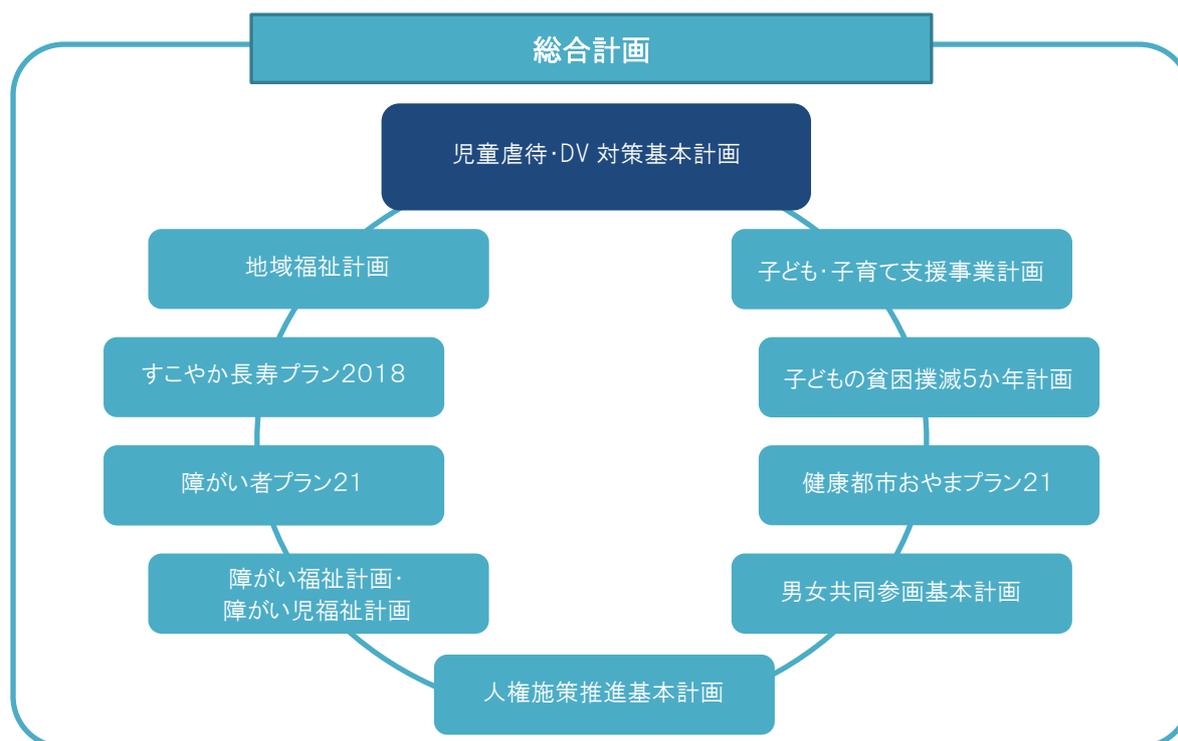
このような取り組みを受けて、小山市では、児童虐待及びDVの未然防止から早期発見・早期対応、迅速かつ適切な保護・ケア、そして自立までの切れ目のない総合的な支援を行うための指針として、この計画を策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。

またDV被害と児童虐待の問題は社会的に絡み合う現状があり、児童虐待防止対策の推進は、DV対策と一体的に行うべきものであることから、「児童虐待・DV対策基本計画」とし位置付けるものとします。

なお、SDGs（持続可能な開発目標）に係る小山市ガイドラインにより、国際目標のSDGsの要素を反映しつつ策定します。



3. 計画の期間

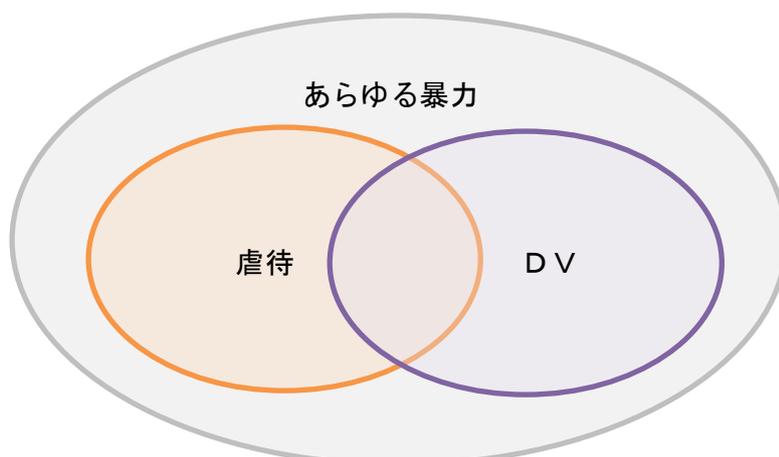
この計画は、令和 2(2020)年度を初年度とし、令和 6(2024)年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の策定方法

この計画は、児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、人権関係機関、DV被害者支援機関等の代表者で構成される「小山市要保護児童等対策地域協議会」で検討を重ね、策定しました。

5. 計画で扱う「虐待」「DV」「暴力」について

- この計画における「虐待」とは、主に児童虐待を指しており、その中身には身体的虐待だけでなく、性的虐待、ネグレクト（養育の放棄・怠慢）、心理的虐待などが含まれます。
- この計画では、配偶者等からの暴力を表す用語として「DV」を用いています。また、配偶者に該当しない交際相手からのDVを「デートDV」と表記しています。「DV」とは、ドメスティック・バイオレンスの略で、相手を自分の思い通りにしようと、夫婦や交際相手などの間で起きる暴力のことであり、その暴力には身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などの多様な暴力が含まれます。
- 虐待とDVは、家庭内という密室における立場の弱い者に対する暴力であり、相互に重なる部分があります。また、高齢者や障がい者などに対する暴力は往々にして虐待やDVの要素を含んでいることがあります。この計画は、これらの問題を含めたあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みです。



第2章 小山市の児童虐待・DV被害に関する現状と課題

1. 児童虐待・児童相談の状況

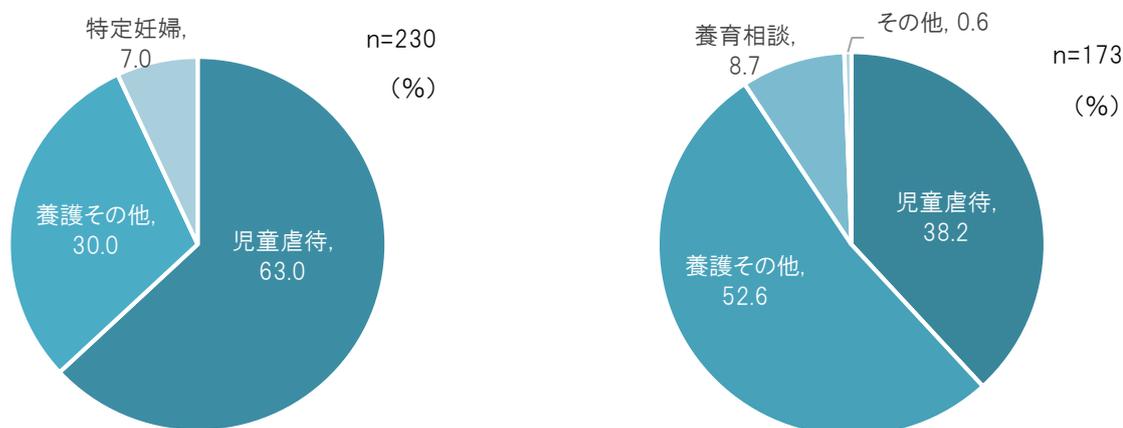
(1) 児童相談の状況

①家庭児童相談の内容

平成 30(2018)年度新規に小山市で受理した家庭児童相談は 230 件です。

内訳は、児童虐待が 63.0%、養護その他が 30.0%、特定妊婦 7.0%となっています。平成 25(2013)年度と比べると、児童虐待の割合が 24.8%増加しています。

【図表】 家庭児童相談の内容(平成 30 年度) 【図表】 家庭児童相談の内容(平成 25 年度)

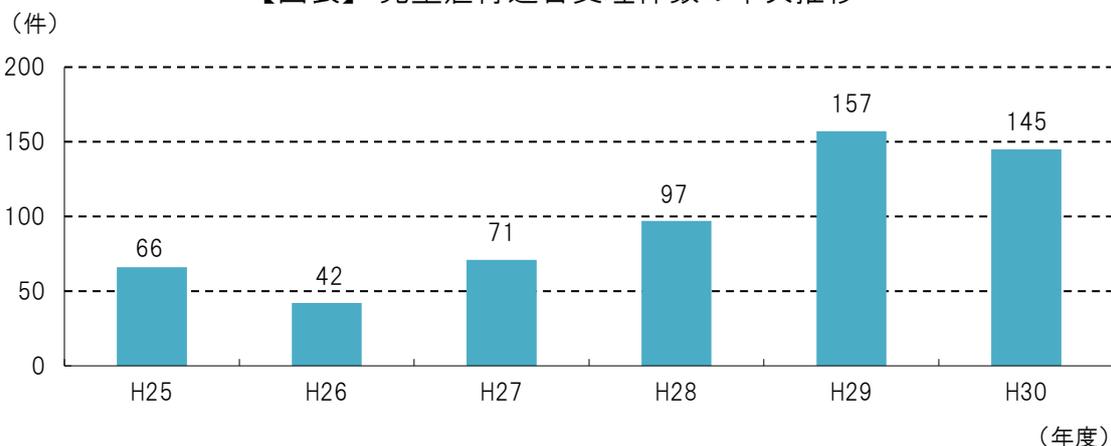


(2) 児童虐待の状況

①児童虐待通告受理件数の年次推移

児童虐待通告受理件数は、平成 29 (2017) 年度に 157 件と特に多くなり、平成 30 (2018) 年度は 145 件となっています。

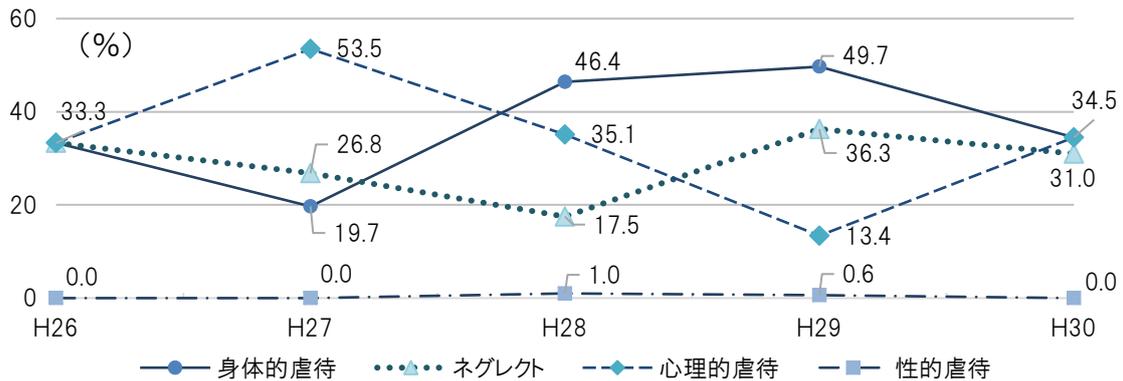
【図表】 児童虐待通告受理件数の年次推移



②虐待の種類

児童虐待通告の虐待の種類は、平成26(2014)年度では身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待が同じ割合でしたが、平成27(2015)年度では心理的虐待、平成28(2016)年度、平成29(2017)年度は児童虐待の割合が高くなっており、平成30(2018)年度では身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトの3項目が約3割で同じような割合となっています。

【図表】虐待の種類



年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	%								
身体的虐待	14	33.3	14	19.7	45	46.4	78	49.7	50	34.5
ネグレクト	14	33.3	19	26.8	17	17.5	57	36.3	45	31.0
心理的虐待	14	33.3	38	53.5	34	35.1	21	13.4	50	34.5
性的虐待	0	0.0	0	0.0	1	1.0	1	0.6	0	0.0
合計	42	100.0	71	100.0	97	100.0	157	100.0	145	100.0

③被虐待児童

児童虐待通告の被虐待児童は、近年「小学生」の割合が増加しており、特に1～3年生の割合が高くなっています。

【図表】被虐待児童

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0～3歳未満	11	26.2	25	35.2	34	35.1	42	26.8	31	21.4
3歳～学齢前	12	28.6	20	28.2	23	23.7	37	23.6	33	22.8
小学生	15	35.7	19	26.8	30	30.9	55	35.0	60	41.4
(内1～3年生)							(30)	(19.1)	(42)	(29.0)
(内4～6年生)							(25)	(15.9)	(18)	(12.4)
中学生	4	9.5	6	8.5	6	6.2	19	12.1	18	12.4
高校生他	0	0.0	1	1.4	4	4.1	4	2.5	3	2.1
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	42	100.0	71	100.0	97	100.0	157	100.0	145	100.0

④主たる虐待者

児童虐待通告の主たる虐待者は、実母が特に多く、平成 30(2018)年度では4割を占めています。次に実父が3割台が続いています。

【図表】 主たる虐待者

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	件数	%								
実父	16	38.1	25	35.2	17	17.5	26	16.6	45	31.0
実母	25	59.5	44	62.0	75	77.3	105	66.9	65	44.8
実父母	0	0.0	1	1.4	0	0.0	14	8.9	25	17.2
実父以外の父	1	2.4	0	0.0	3	3.1	6	3.8	7	4.8
実母以外の母	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0
祖父	0	0.0	1	1.4	0	0.0	1	0.6	1	0.7
祖母	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.3	0	0.0
親戚	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.3	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	2	2.1	0	0.0	2	1.4
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	42	100.0	71	100.0	97	100.0	157	100.0	145	100.0

⑤虐待経路別件数

虐待の経路別件数は、「学校等」、「健康増進課」、「家族」が近年増加傾向にあります。一方、「他市町村からの移管」、「近隣・知人」、「市他課」は減少傾向にあります。

【図表】 虐待経路別件数

	H28		H29		H30	
	件数	%	件数	%	件数	%
学校等	15	15.5	42	26.8	36	24.8
健康増進課	8	8.2	22	14.0	27	18.6
家族	1	1.0	16	10.2	23	15.9
他市町村からの移管	11	11.3	14	8.9	11	7.6
虐待者本人	11	11.3	4	2.5	10	6.9
近隣・知人	16	16.5	13	8.3	10	6.9
児童相談所	12	12.4	14	8.9	8	5.5
親戚	0	0.0	0	0.0	4	2.8
警察等	2	2.1	8	5.1	4	2.8
保育所・園	3	3.1	5	3.2	4	2.8

	H28		H29		H30	
	件数	%	件数	%	件数	%
幼稚園	0	0.0	0	0.0	4	2.8
医療機関	2	2.1	7	4.5	3	2.1
児童委員	0	0.0	6	3.8	1	0.7
認定こども園	1	1.0	0	0.0	0	0.0
市他課	15	15.5	3	1.9	0	0.0
療育	0	0.0	2	1.3	0	0.0
県南センター	0	0.0	1	0.6	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総数	97	100.0	157	100.0	145	100.0

2. 婦人相談の状況

① 婦人相談員相談の件数

婦人相談員相談の件数についてみると、平成 27(2015)、28(2016)年度においてそれぞれ、172 件、163 件と、他の年度に比べ多くなっています。相談の処理状況については、「助言・指導のみ」の割合が各年度とも最も高くなっていますが、近年「就職・自営」の割合が高まっています。

【図表】 婦人相談の経路別受付状況(小山市受付分)

年度	H26		H27		H28		H29		H30	
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
本人自身	100	75.8	91	52.9	115	70.6	98	76.6	87	69.6
警察関係	8	6.1	7	4.1	10	6.1	9	7.0	13	10.4
法務関係	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8
教育関係	1	0.8	2	1.2	2	1.2	1	0.8	3	2.4
労働関係	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の婦人相談所	1	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
他の婦人相談員	2	1.5	12	7.0	4	2.5	0	0.0	0	0.0
福祉事務所	13	9.8	16	9.3	19	11.7	5	3.9	5	4.0
他の相談機関	1	0.8	2	1.2	1	0.6	8	6.3	3	2.4
社会福祉施設等	0	0.0	1	0.6	0	0.0	1	0.8	0	0.0
医療機関	0	0.0	6	3.5	1	0.6	1	0.8	3	2.4
縁故者・知人	5	3.8	13	7.6	9	5.5	3	2.3	2	1.6
その他	0	0.0	22	12.8	2	1.2	2	1.6	8	6.4
合計	132	100.0	172	100.0	163	100.0	128	100.0	125	100.0

【図表】 婦人相談の処理状況(小山市受付分)

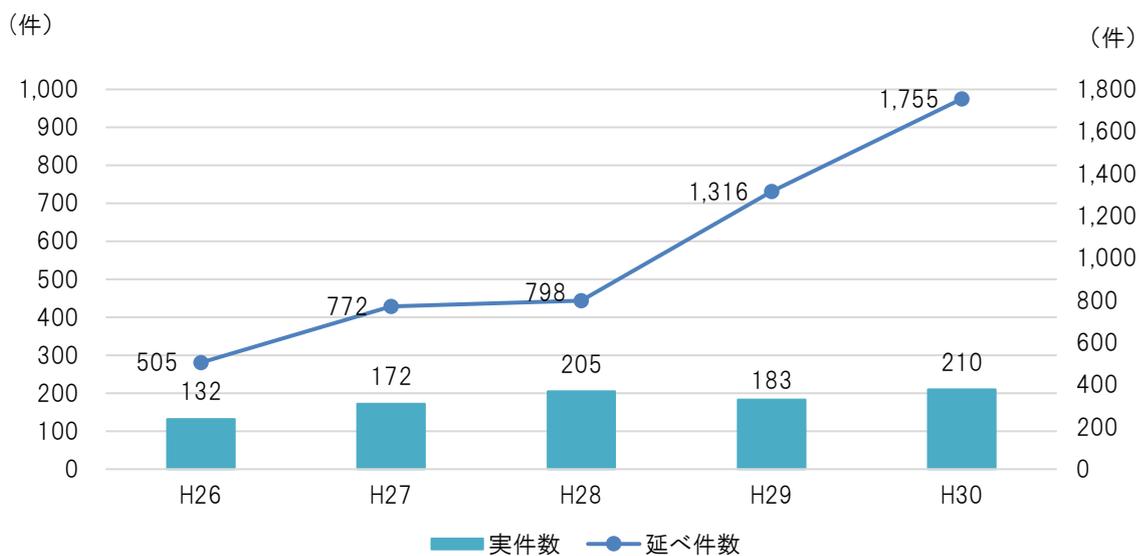
年度	単位	相談の処理状況											合計
		に婦人相談所保護施設	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	婦人相談員へ移送	婦人相談員へ移送	婦人相談員へ移送	他道府県の相談員へ移送	関・施設へ移送	助言・指導のみ	
H26	件	0	0	0	1	0	5	0	0	110	16	132	
	%	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	3.8	0.0	0.0	83.3	12.1	100.0	
H27	件	0	1	0	0	0	9	0	1	148	13	172	
	%	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	0.6	86.0	7.6	100.0	
H28	件	0	4	1	0	0	9	0	0	149	0	163	
	%	0.0	2.5	0.6	0.0	0.0	5.5	0.0	0.0	91.4	0.0	100.0	
H29	件	0	8	0	0	0	4	0	1	113	2	128	
	%	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	3.1	0.0	0.8	88.3	1.6	100.0	
H30	件	0	10	0	0	0	6	0	1	107	1	125	
	%	0.0	8.0	0.0	0.0	0.0	4.8	0.0	0.8	85.6	0.8	100.0	

②配偶者暴力相談支援センターの相談件数

小山市配偶者暴力相談支援センターの直近5か年の相談実件数は、平成26(2014)年度の132件より増加傾向にあり、平成30(2018)年度では210件となっています。

また、相談延べ件数についても平成26(2014)年度の505件より増加傾向にあり、平成29(2017)年度では1,316件、平成30(2018)年度では1,755件となっており、相談実件数に対する相談延べ件数の割合が平成29(2017)年度以降、非常に多くなってきています。

【図表】 配偶者暴力相談支援センターの相談件数



3. 児童虐待・DV対策に関するアンケート調査の概要

市民 1,000 人を対象に行ったアンケートの調査方法、結果概要は次の通りです。

【調査方法】

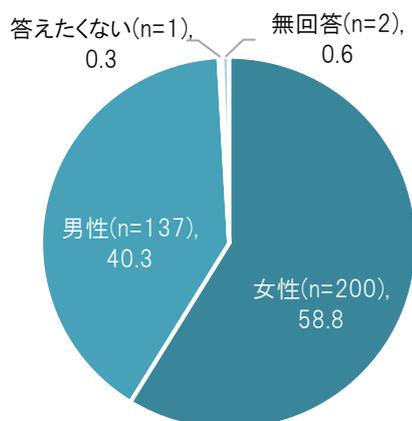
配布回収方法	郵送配布 – 郵送回収法		
調査期間	令和元(2019)年 9 月 19 日 (木) ~10 月 3 日 (木)		
回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
	1,000 件	340 件	34.0%

【調査結果を見る上での注意事項】

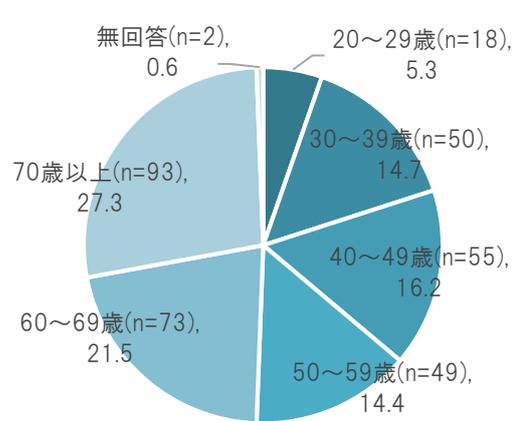
- ・ 百分率 (%) の計算は、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示しています。
- ・ 複数回答 (選択肢から 2 つ以上選択可能) の設問においては、%の合計が 100%を超える場合があります。

【回答者属性】

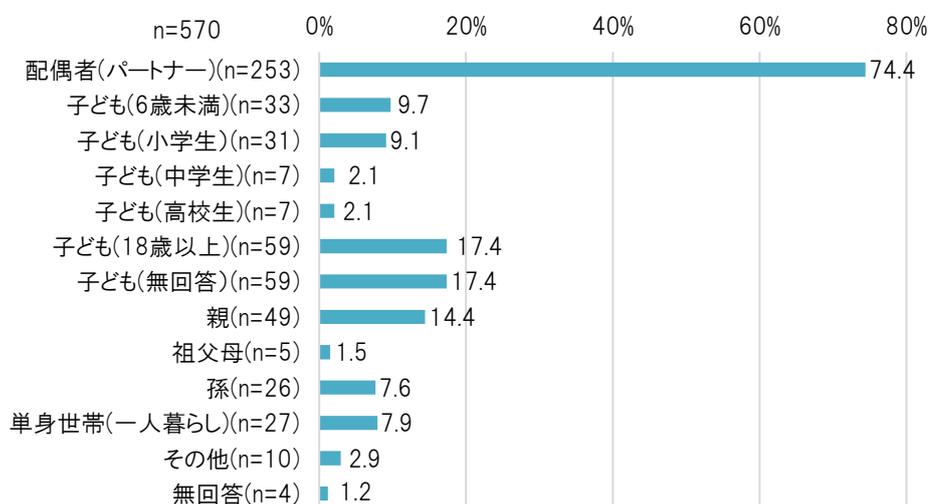
【図表】 性別 (%)



【図表】 年齢 (%)



【図表】 同居する家族



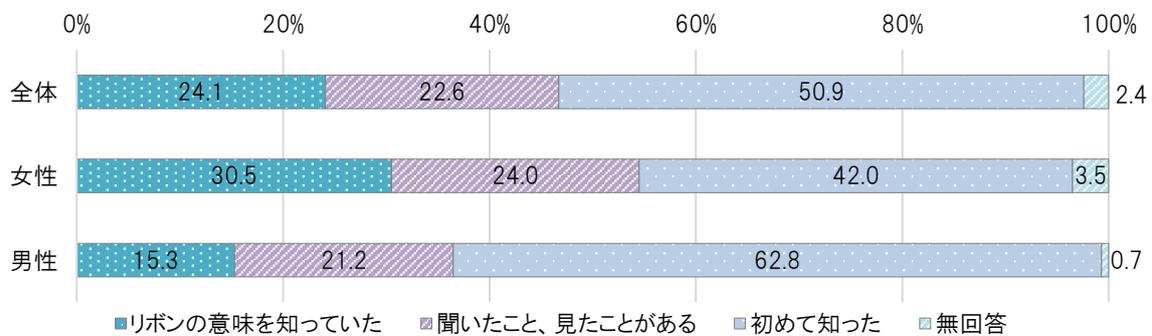
(1) 児童虐待に関するアンケート

① 児童虐待防止のシンボルマーク（オレンジリボン）の認知度

児童虐待防止のシンボルマークのオレンジリボンの認知状況は、「初めて知った」が50.9%、「リボンの意味を知っていた」は24.1%となっています。平成26(2014)年度調査と比較すると、「初めて知った」は2.8%減少、「聞いたこと見たことがある」「リボンの意味を知っていた」の合計は3.2%増加しています。

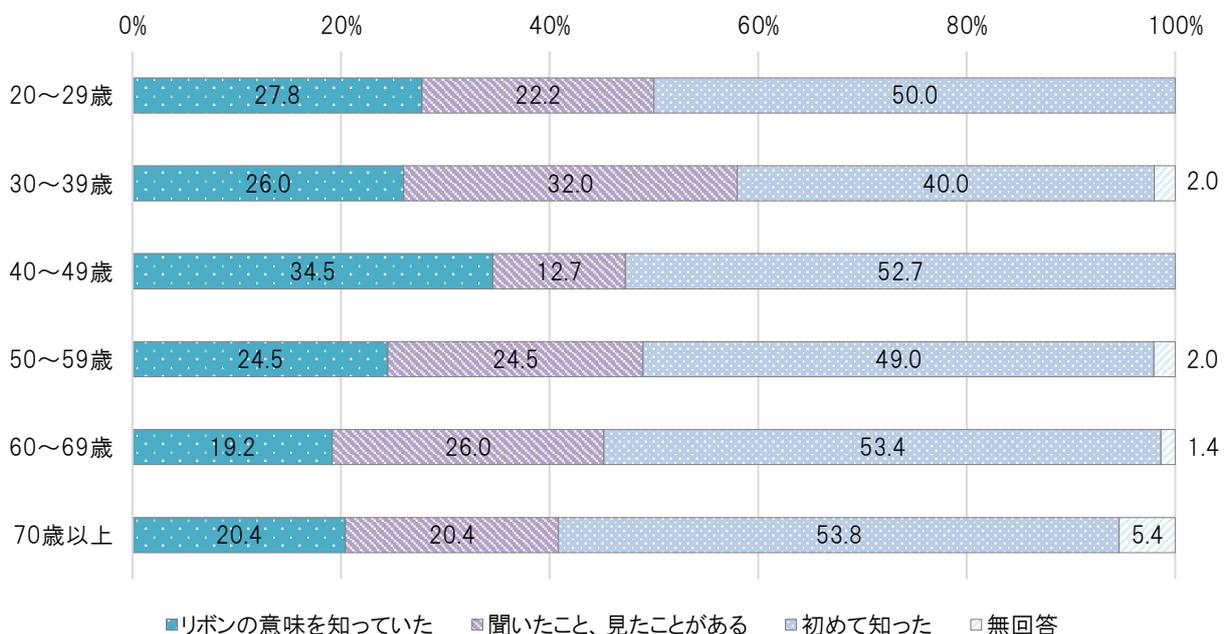
性別では、「リボンの意味を知っていた」は女性で30.5%、男性で15.3%、「初めて知った」は女性で42.0%、男性で62.8%となっています。

【図表】 児童虐待防止のシンボルマーク(オレンジリボン)の認知度(性別)



年齢別でみると、「リボンの意味を知っていた」は、40～49歳が34.5%で最も高く、次いで20～29歳で27.8%、30～39歳で26.0%となっています。

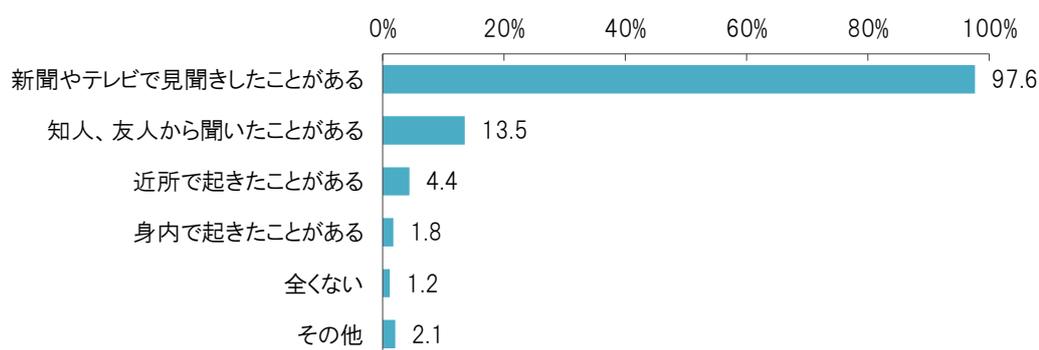
【図表】 児童虐待防止のシンボルマーク(オレンジリボン)の認知度(年齢別)



②児童虐待について見聞きした場所・媒体等

児童虐待について見聞きしたものは、「新聞やテレビで見聞きしたことがある」が97.6%と大多数を占めています。身近な場所では、「知人、友人から聞いたことがある（間接的に見聞きしたことがある）」13.5%、「近所で起きたことがある（直接的に見聞きしたことがある）」4.4%と続き、「身内で起きたことがある」は1.8%となっています。

【図表】 児童虐待について見聞きした場所・媒体等(複数回答)



③児童虐待と感ずる行為

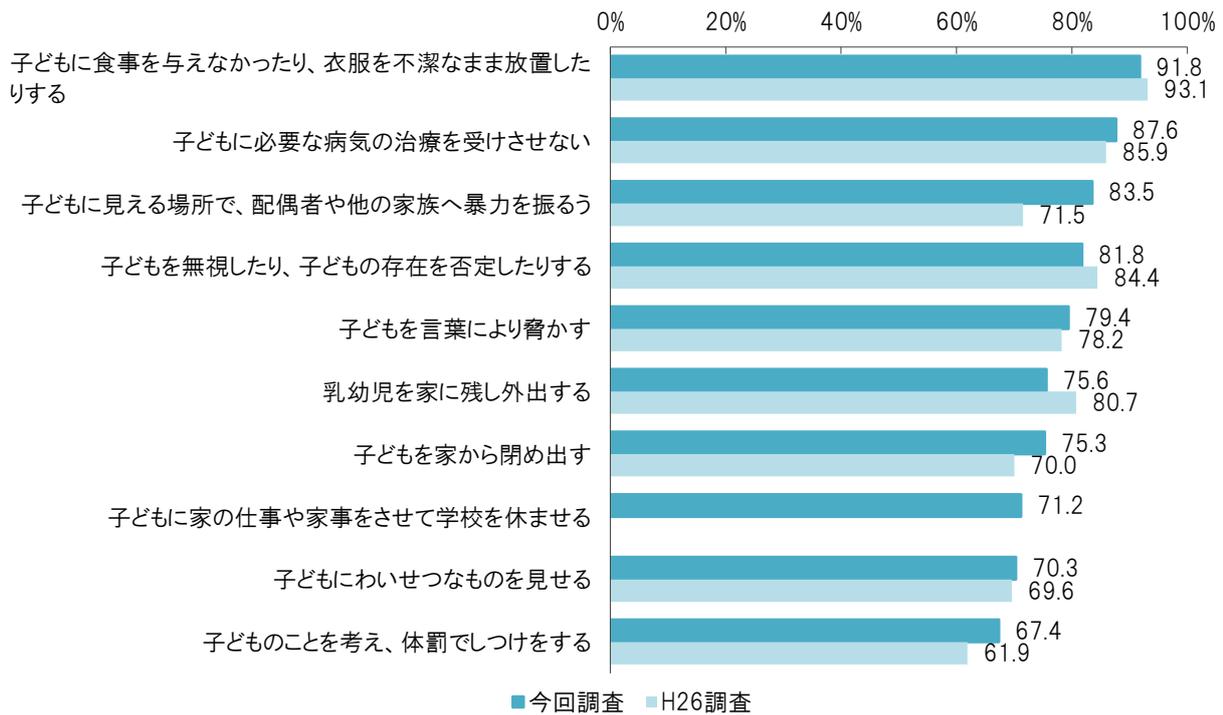
児童虐待と感ずるものについては、「子どもに食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」が91.8%で最も高く、次いで「子どもに必要な病気の治療を受けさせない」、「子どもに見える場所で、配偶者や他の家族へ暴力を振るう」、「子どもを無視したり、子どもの存在を否定したりする」が8割台となっています。「子どものことを考え、体罰でしつけをする」は6割台前半と他の行為と比べて低くなっています。

平成26(2014)年度調査と比較すると、「子どもに見える場所で、配偶者や他の家族へ暴力を振るう」、「子どもを家から閉め出す」、「子どものことを考え、体罰でしつけをする」において、5%以上の増加が見られます。

性別では、女性の割合が総じて高くなっており、「子どもにわいせつなものを見せる」、「乳幼児を家に残し外出する」は女性の方が男性より10%以上高くなっています。

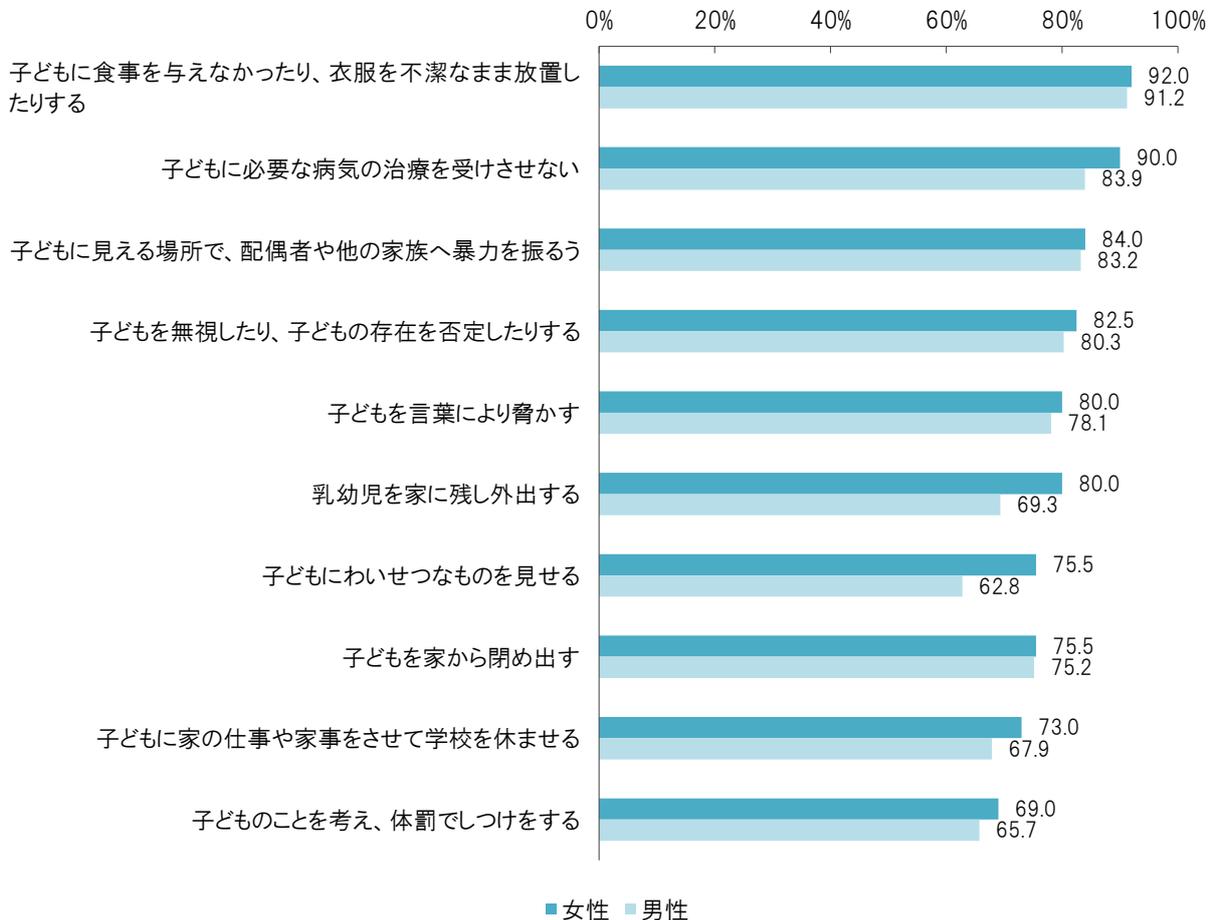
年齢別では、「子どものことを考え、体罰でしつけをする」では、70歳以上、40～49歳で比較的割合が低くなっています。

【図表】 児童虐待と感ずる行為(複数回答)(H26 年度調査との比較)

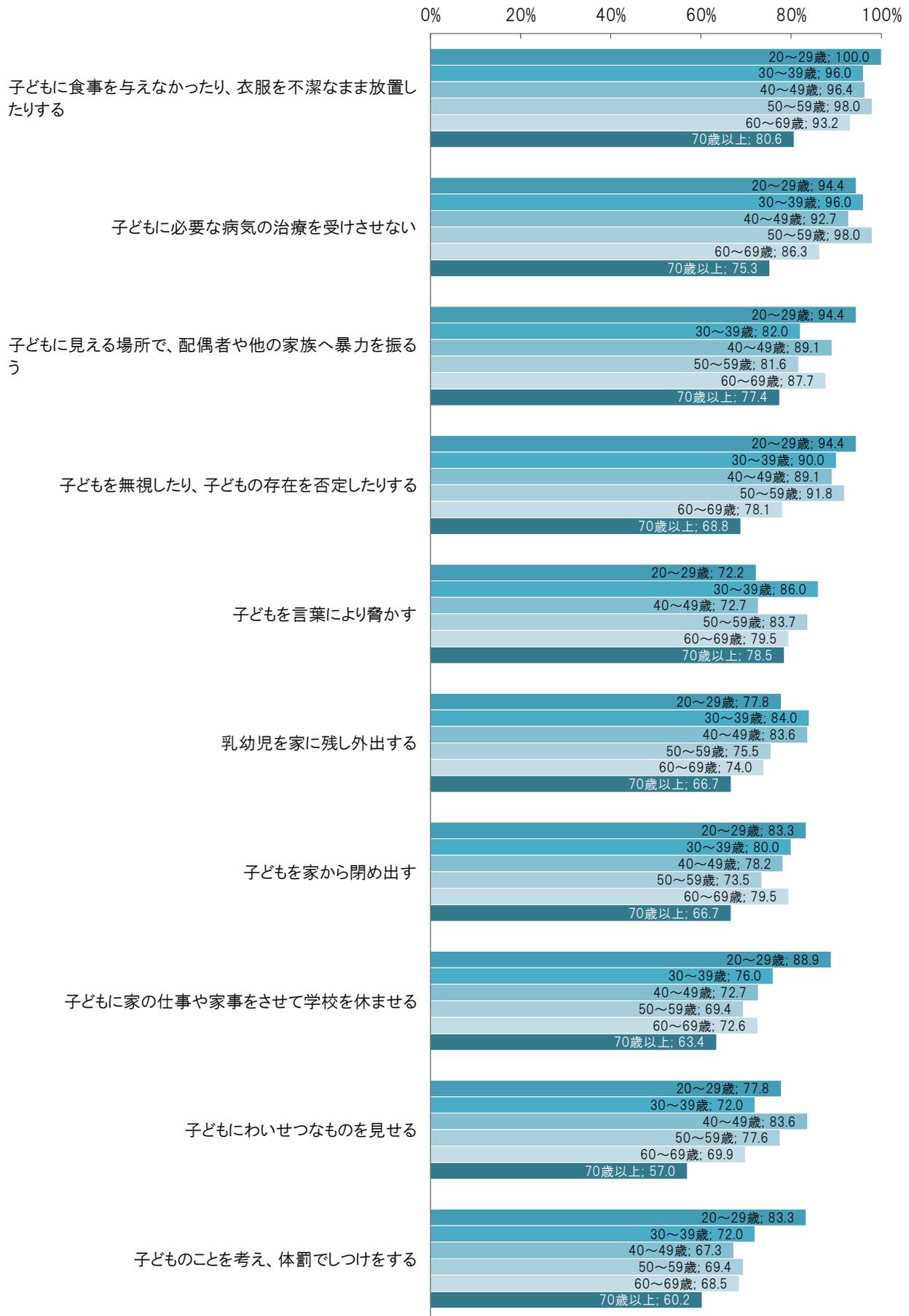


※H26 年度調査において設問がない項目があります。また、言い回しの違う項目は、同様のものとして比較しています。

【図表】 児童虐待と感ずる行為(複数回答)(性別)



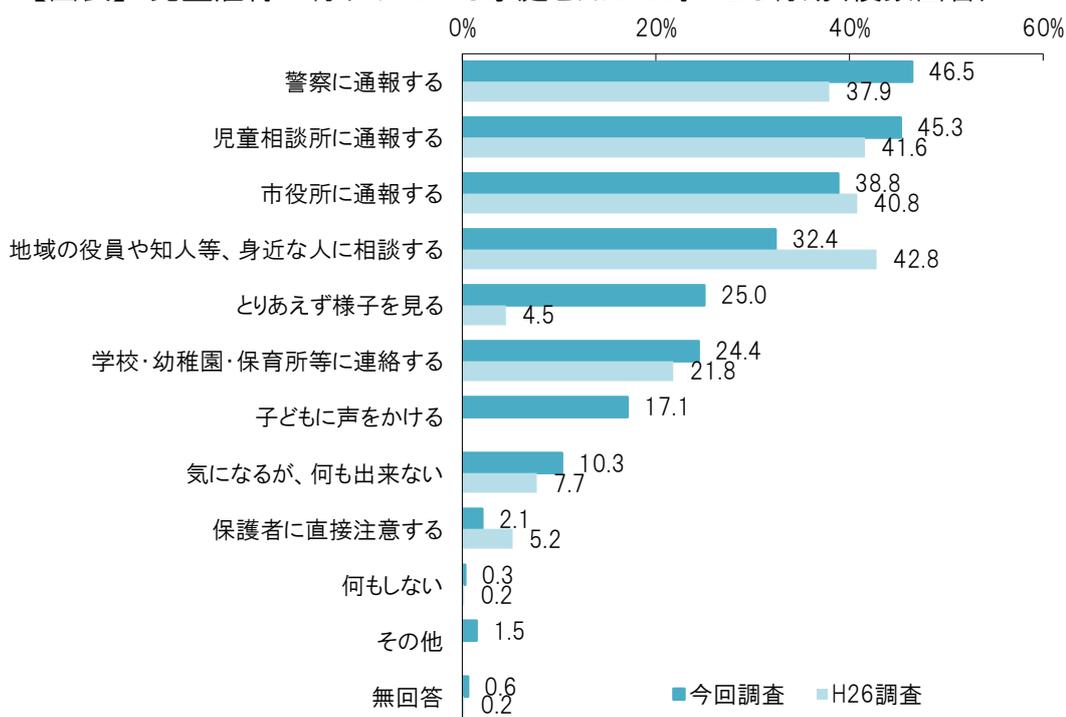
【図表】 児童虐待と感ずる行為(複数回答)(年齢別)



④ 児童虐待が行われている家庭を知った時にとる行動

「児童虐待が行われている家庭を知ったときの最初の行動」について、平成26(2014)年度調査と比較すると、「警察に通報する」は37.9%から46.5%へ8.6%増加、「地域の役員や知人等身近な人に相談する」は、42.8%から32.4%へ10.4%減少しています。

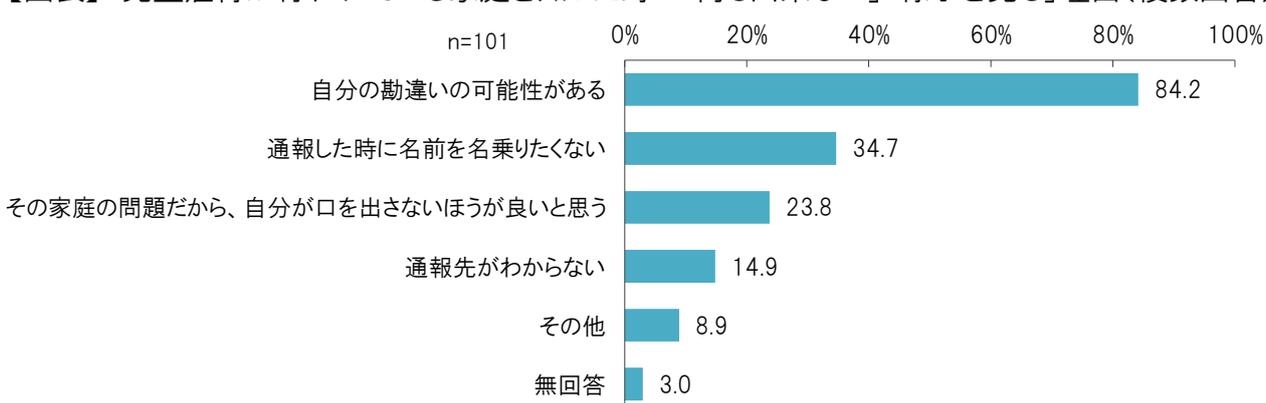
【図表】 児童虐待が行われている家庭を知った時にとる行動(複数回答)



⑤ 児童虐待が行われている家庭を知った時に「何も出来ない」「様子を見る」理由

児童虐待が行われている家庭を知ったときの最初の対処について、「気になるが、何も出来ない」と「とりあえず様子を見る」と回答した方の理由は、「自分の勘違いの可能性がある」が84.2%と最も高くなっています。次いで「通報した時に名前を名乗りたくない」が34.7%、「その家庭の問題だから、自分が口を出さないほうが良いと思う」が23.8%、「通報先がわからない」が14.9%となっています。

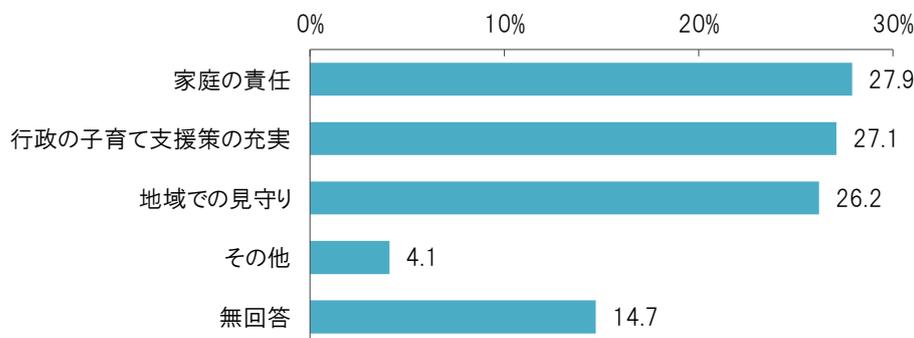
【図表】 児童虐待が行われている家庭を知った時に「何も出来ない」「様子を見る」理由(複数回答)



⑥児童虐待が起こらないようにするための方策として最も大切なこと

児童虐待が起こらないようにするために最も大切な方策は、「家庭の責任」が27.9%で最も高く、次いで「行政の子育て支援策の充実」が27.1%、「地域での見守り」が26.2%となっており、家庭、行政、地域の割合がそれぞれ高くなっています。

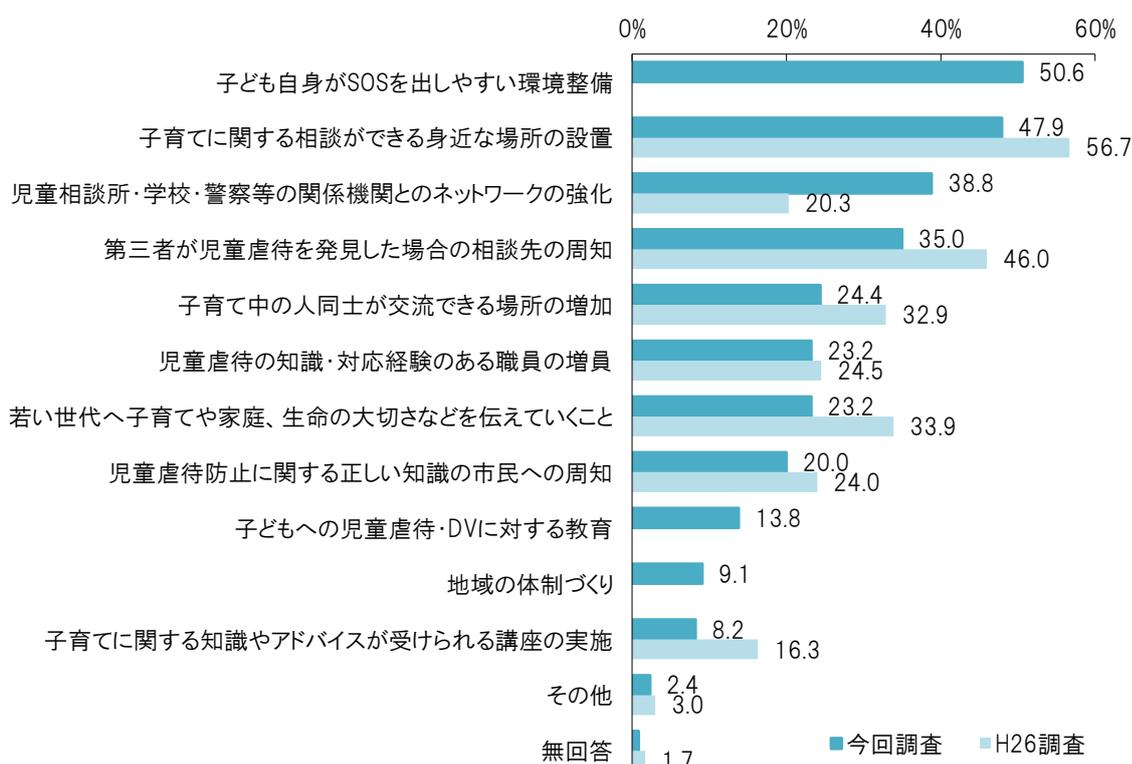
【図表】 児童虐待が起こらないようにするための方策として最も大切なこと



⑦市や児童相談所などが最も力を入れるべきこと

児童虐待について「市が最も力を入れるべきこと」については、「子ども自身がSOSを出しやすい環境整備」が50.6%と最も高くなっています。この設問は平成26(2014)年度調査ではなかったもので今回の新設項目であるが、最も高い割合となっており、関心の高さがうかがわれます。

【図表】 市や児童相談所などが最も力を入れるべきこと(複数回答)(H26 調査比較)



※H26 年度調査において設問がない項目があります。

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）に関するアンケート

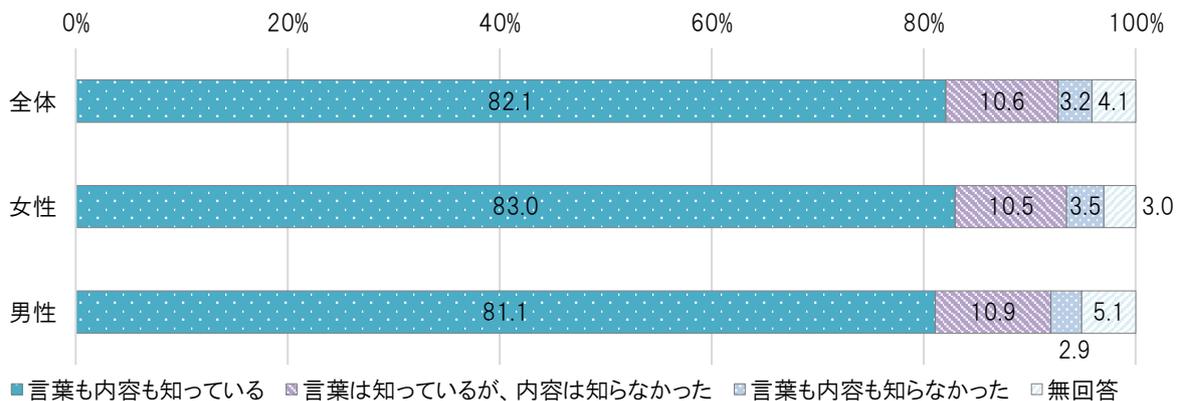
① DV・デートDVの認知度

DVの認知状況は、「言葉も内容も知っている」が82.1%と大半を占めています。平成26(2014)年度調査と比較すると、「言葉も内容も知っている」はほぼ横ばいです。

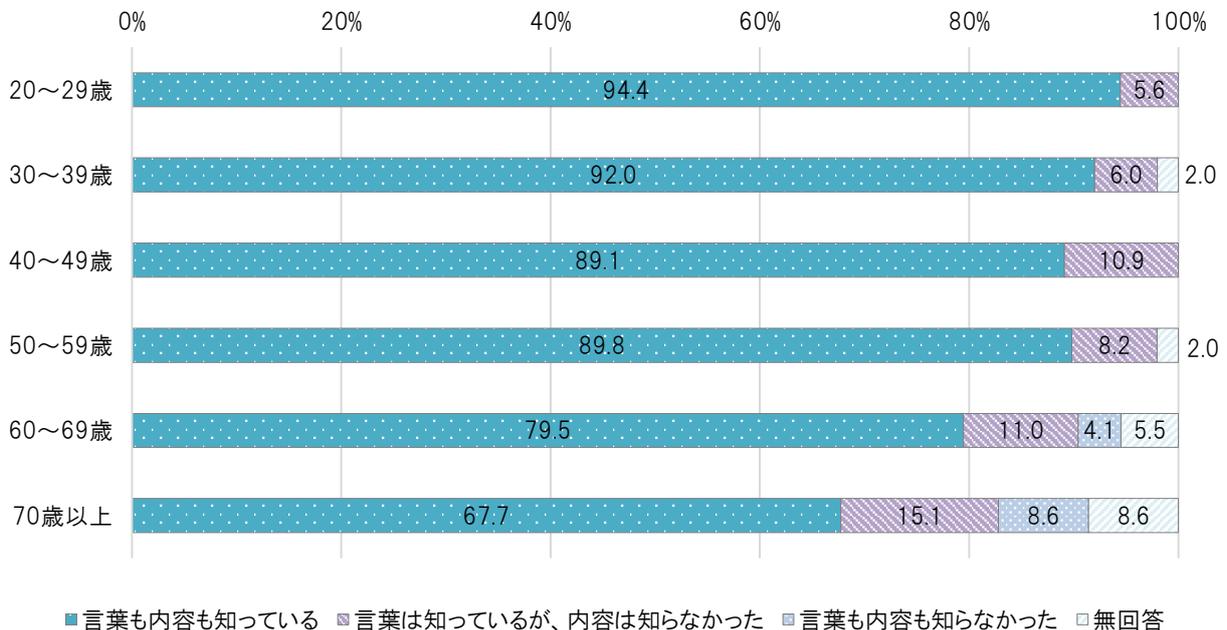
性別で見ると、「言葉も内容も知っている」は女性で83.0%、男性で81.1%となっています。「言葉は知っているが、内容は知らなかった」は男女ともに1割強となっています。

年齢別で見ると、は20～59歳でほぼ9割の方が「言葉も内容も知っている」となっています。

【図表】 DVの認知度



【図表】 DVの認知度(年齢別)

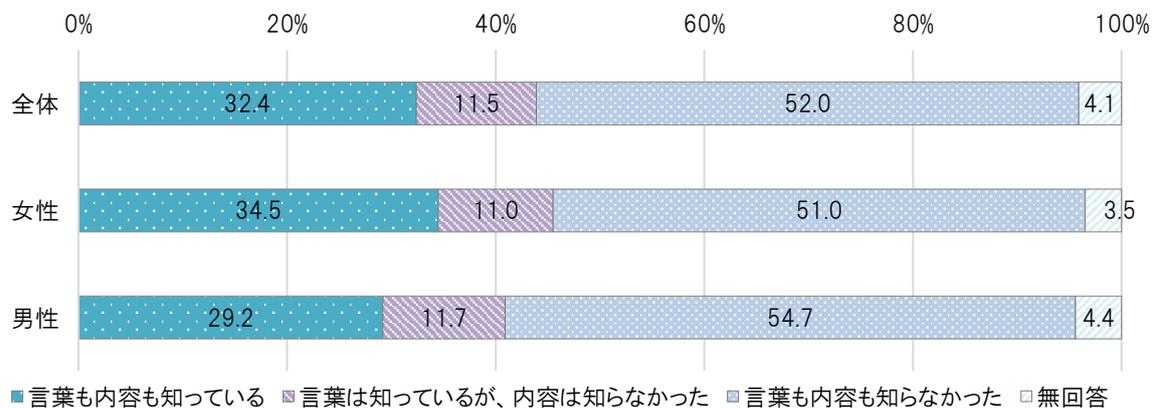


デートDVの認知状況は、「言葉も内容も知らなかった」が 52.0%、「言葉も内容も知っている」は 32.4%、「言葉は知っているが、内容は知らなかった」は 11.5%となっています。平成 26(2014)年度調査と比較すると、「言葉も内容も知っている」は、1.8%減少しています。

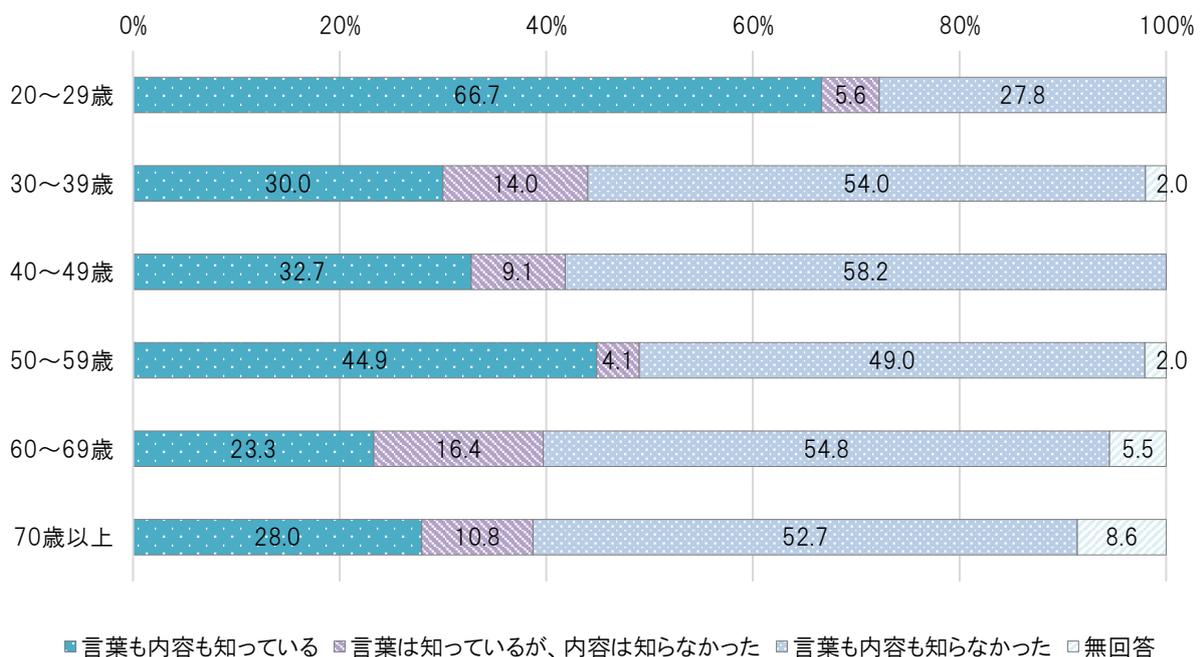
性別でみると、「言葉も内容も知っている」は女性で 34.5%、男性で 29.2%となっています。「言葉も内容も知らなかった」は女性で 51.0%、男性で 54.7%となっています。

年齢別でみると、「言葉も内容も知っている」20～29 歳で 66.7%と最も高く、次いで 50～59 歳で 44.9%となっています。

【図表】 デートDVの認知



【図表】 デートDVの認知度(年齢別)



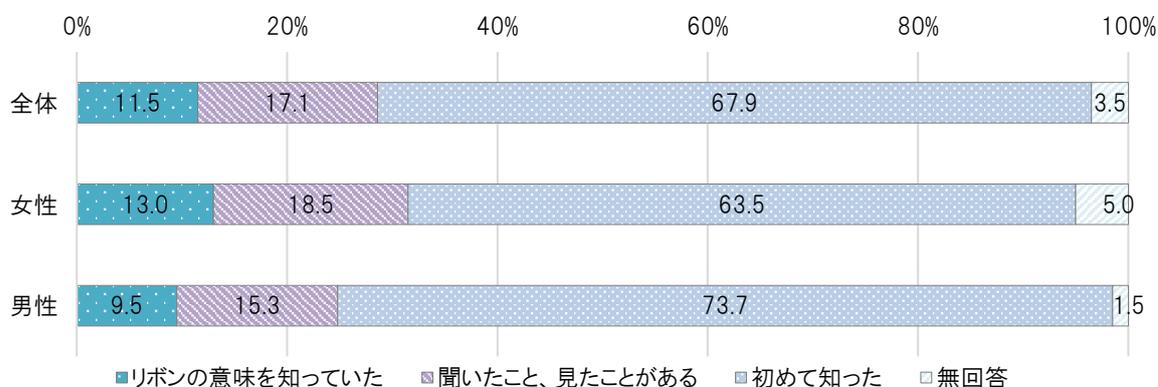
②DV防止のシンボルマーク（パープルリボン）の認知度

DV防止のパープルリボンの認知状況は、「初めて知った」が67.9%を占めています。「リボンの意味を知っていた」は11.5%となっています。平成26(2014)年度調査と比較すると、「初めて知った」は2.9%減少、「聞いたこと見たことがある」「リボンの意味を知っていた」の合計は3.2%増加しています。

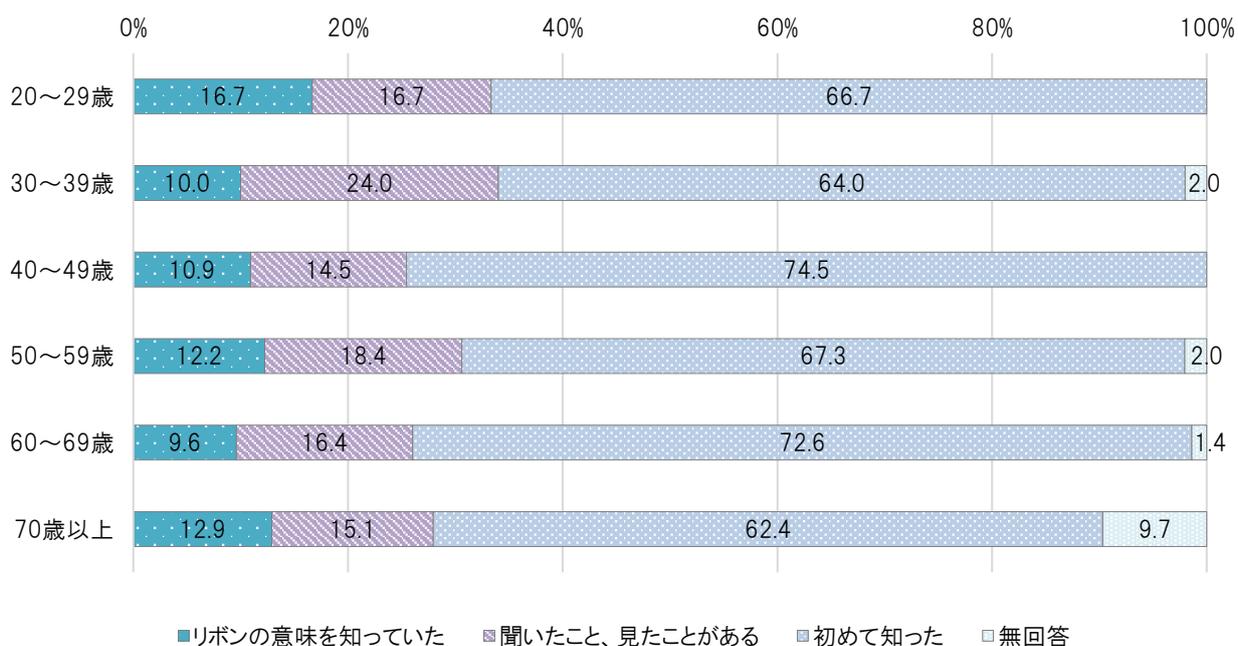
性別では、「初めて知った」は女性で63.5%、男性で73.7%となっています。

年齢別では、「初めて知った」は40～49歳で74.5%と最も高くなっています。

【図表】DV防止のシンボルマーク(パープルリボン)の認知度(性別)



【図表】DV防止のシンボルマーク(パープルリボン)の認知度(年齢別)



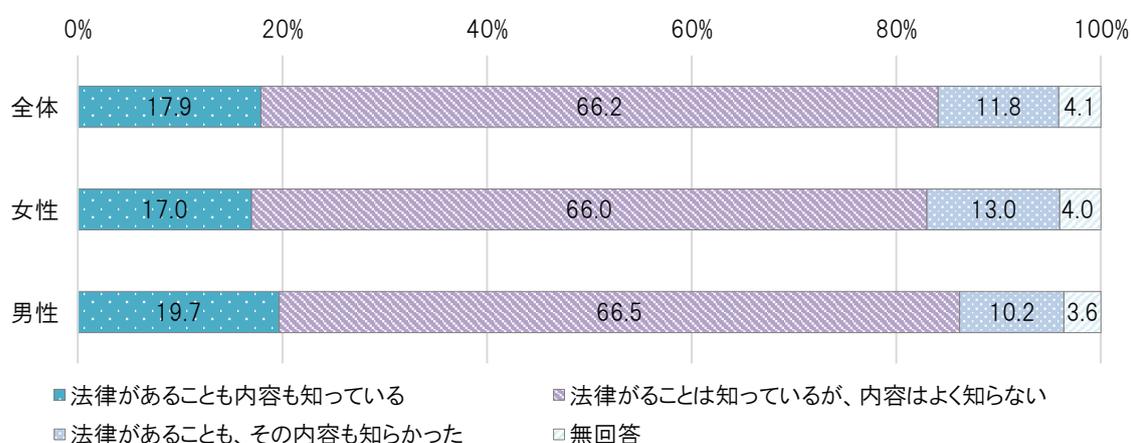
③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の認知度

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の認知状況は、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が66.2%と最も高くなっており、平成26(2014)年度調査と比較すると9.5%増加しています。

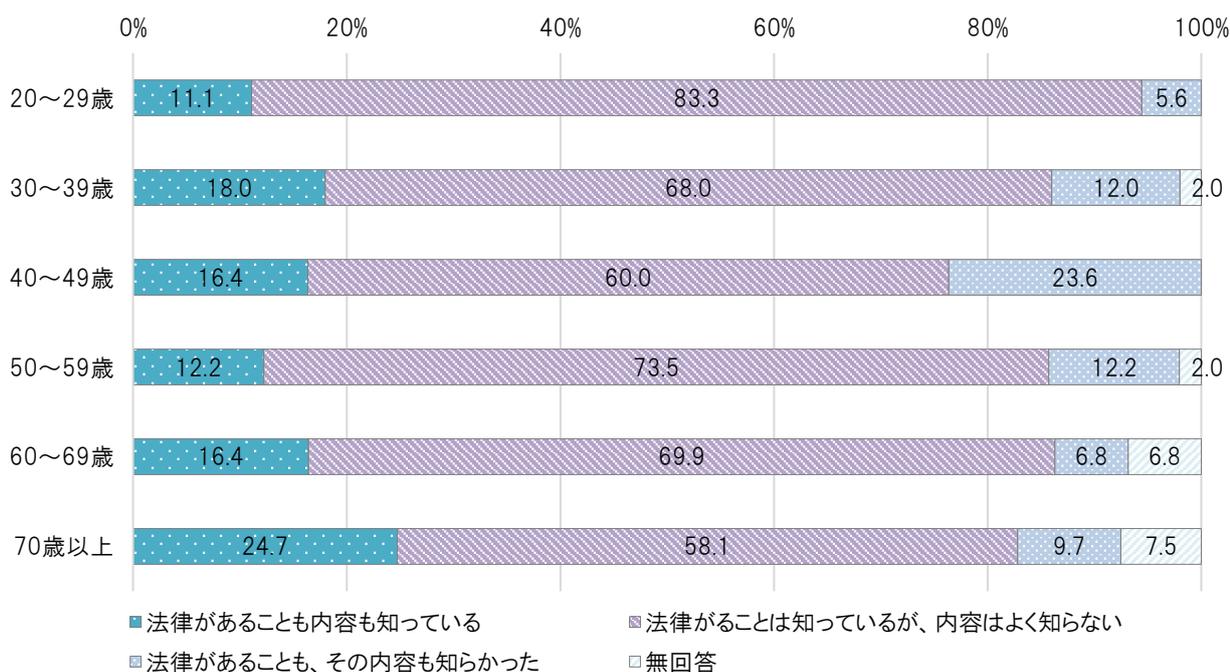
性別による差異はほとんどありません。

年齢別では、「法律があることも内容も知っている」の割合が70歳以上で24.7%と最も高くなっています。

【図表】DV防止法の認知度(性別)



【図表】DV防止法の認知度(年齢別)

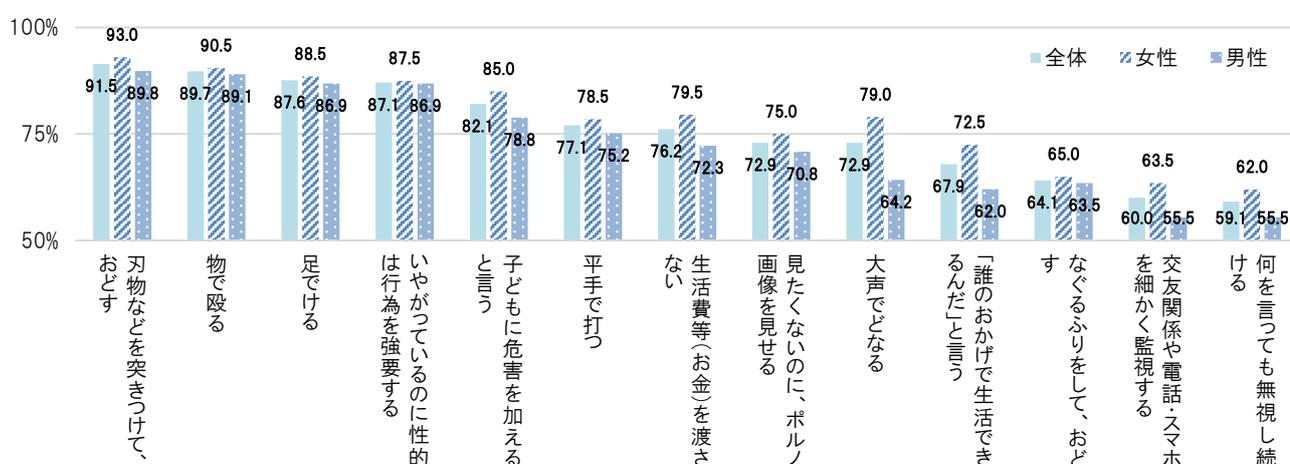


④夫婦間や交際相手間の暴力行為に対する認識

夫婦間や交際相手の間で行われた場合、DVだと思われる行為は、「刃物などを突きつけて、おどす」が91.5%で最も高く、次いで「物で殴る」が89.7%、「足でける」が87.6%となっています。また、「何を言っても無視し続ける」は59.1%、「交友関係や電話・スマホを細かく監視する」が60.0%と比較的低くなっています。

性別では、「大声でどなる」、「誰のおかげで生活できるんだ」と言う」では女性の割合が男性の割合より10%以上高くなっています。

【図表】夫婦間や交際相手間の暴力行為に対する認識度

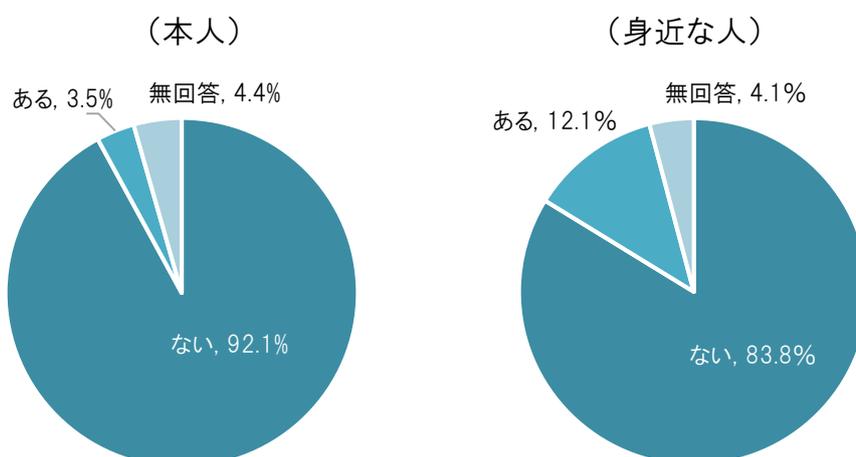


⑤DV・デートDVの被害状況・身近な人の被害状況

過去5年以内のDV、デートDVの被害経験については、「ある」は本人で3.5%、身近な人のDV被害を見聞きしたことがある人で12.1%となっています。

平成26(2014)年度調査と比較すると、「ある」については、本人では1.2%減少し、身近な人では3.4%増加しています。

【図表】DV・デートDVの被害状況

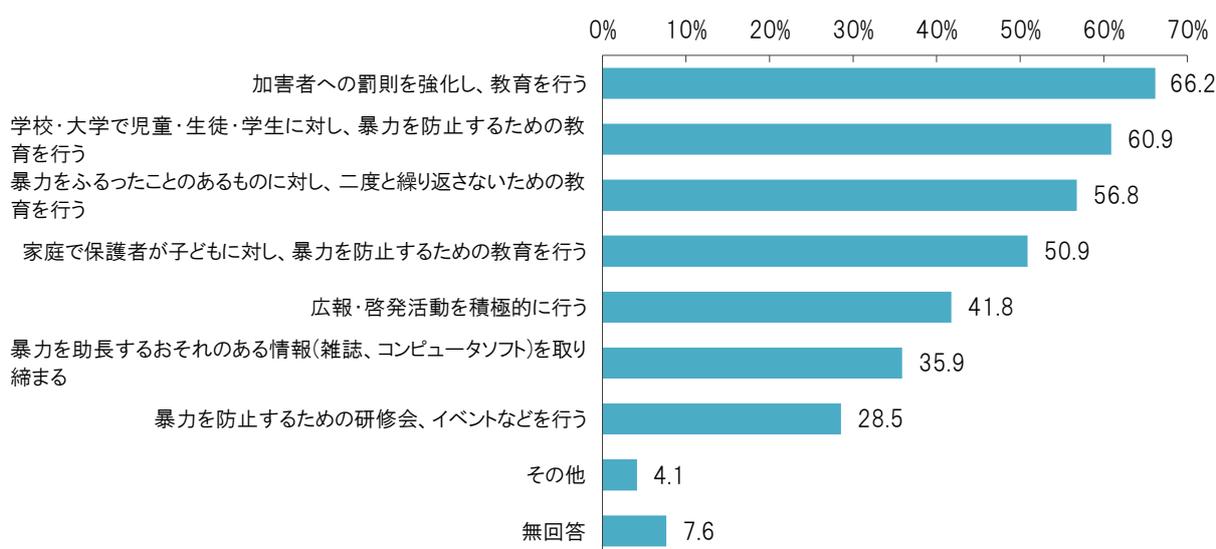


⑥ DV・デートDVを防止するために必要なこと

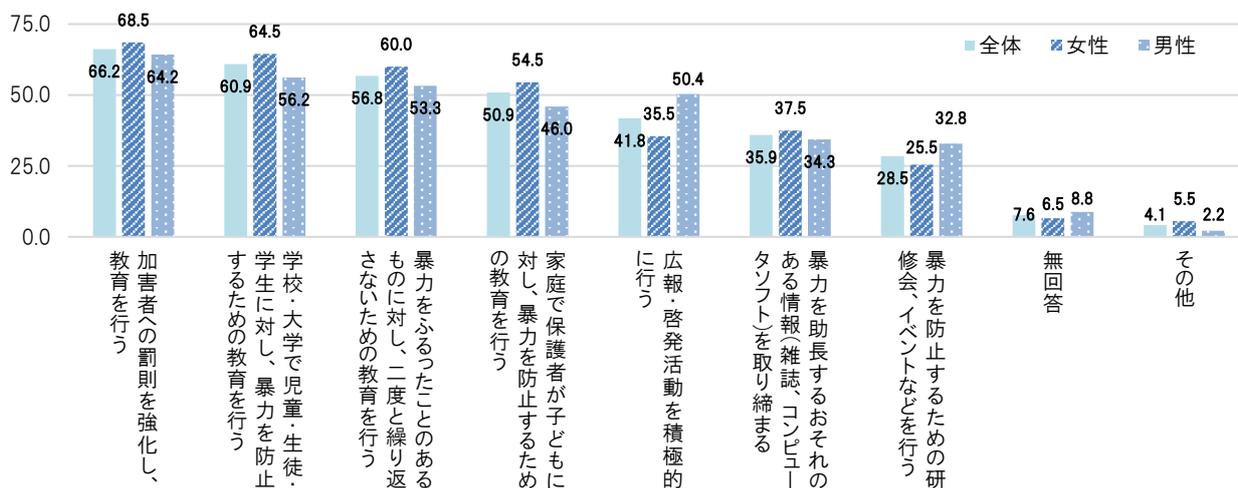
DV、デートDVを防止するために必要なことについては、「加害者への罰則を強化し、教育を行う」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が6割を超えて高くなっています。次いで、「暴力をふるったことのあるものに対し、二度と繰り返さないための教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が5割台で続いています。

性別では、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」は女性で、「広報・啓発活動を積極的に行う」、「暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う」男性の回答割合が比較的高くなっています。

【図表】 DV・デートDVを防止するために必要なこと(複数回答)



【図表】 DV・デートDVを防止するために必要なこと(複数回答)(性別)



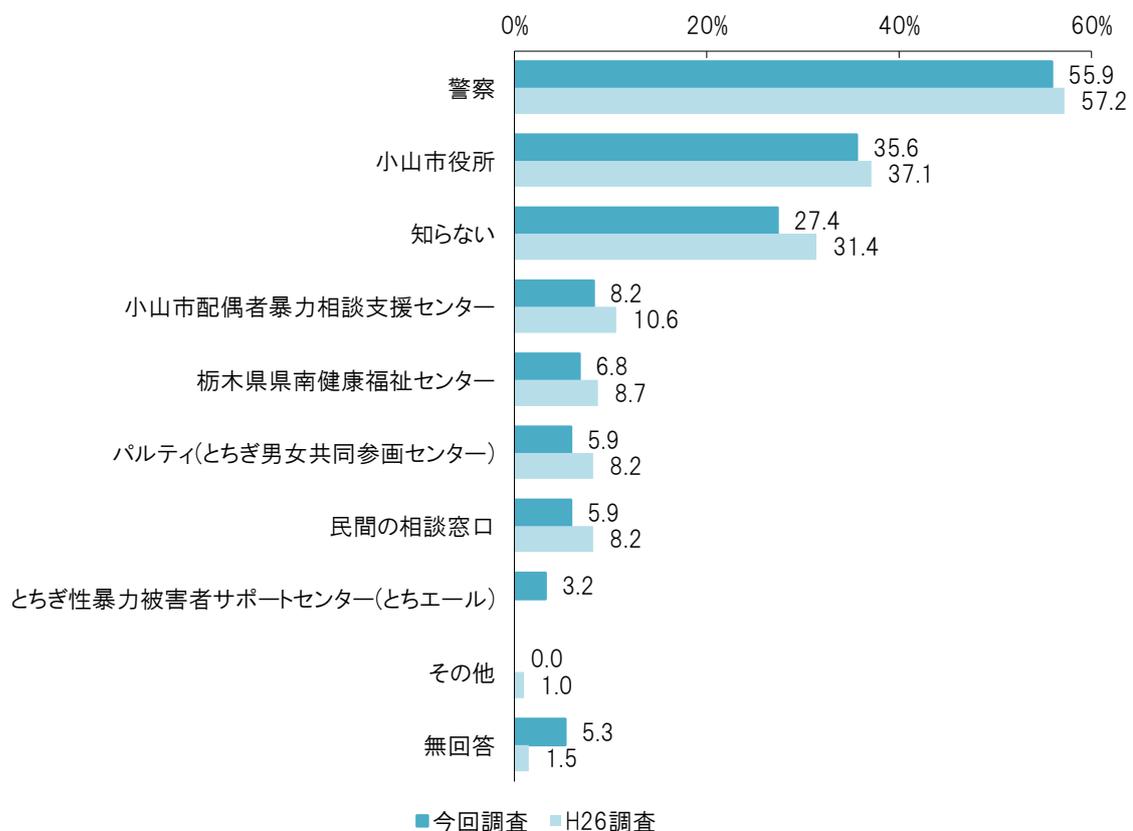
⑦DV・デートDVに関する相談窓口の認知状況

DV、デートDVに関する相談窓口の認知状況は、「警察」が55.9%で最も高く、次いで「小山市役所」が35.6%、「小山市配偶者暴力相談支援センター」は8.2%となっています。一方、「知らない」は27.4%となっています。平成26(2014)年度調査と比較すると、「知らない」は4.0%減少、「小山市配偶者暴力相談支援センター」は2.4%減少しています。

性別でみると、「小山市役所」を除いては、総じて女性の方が認知度が高くなっています。

性×年齢別でみると、「小山市配偶者暴力相談支援センター」は20代の男女、50代の男性で全く認知されておらず、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)」では、20代、40代の男女、30代、50代の男性において全く認知されていません。

【図表】DV・デートDVに関する相談窓口の認知状況(複数回答)



※H26年度調査において設問がない項目があります。

【図表】 DV・デートDVに関する相談窓口の認知状況(複数回答)(性別×年齢)

(単位:%)

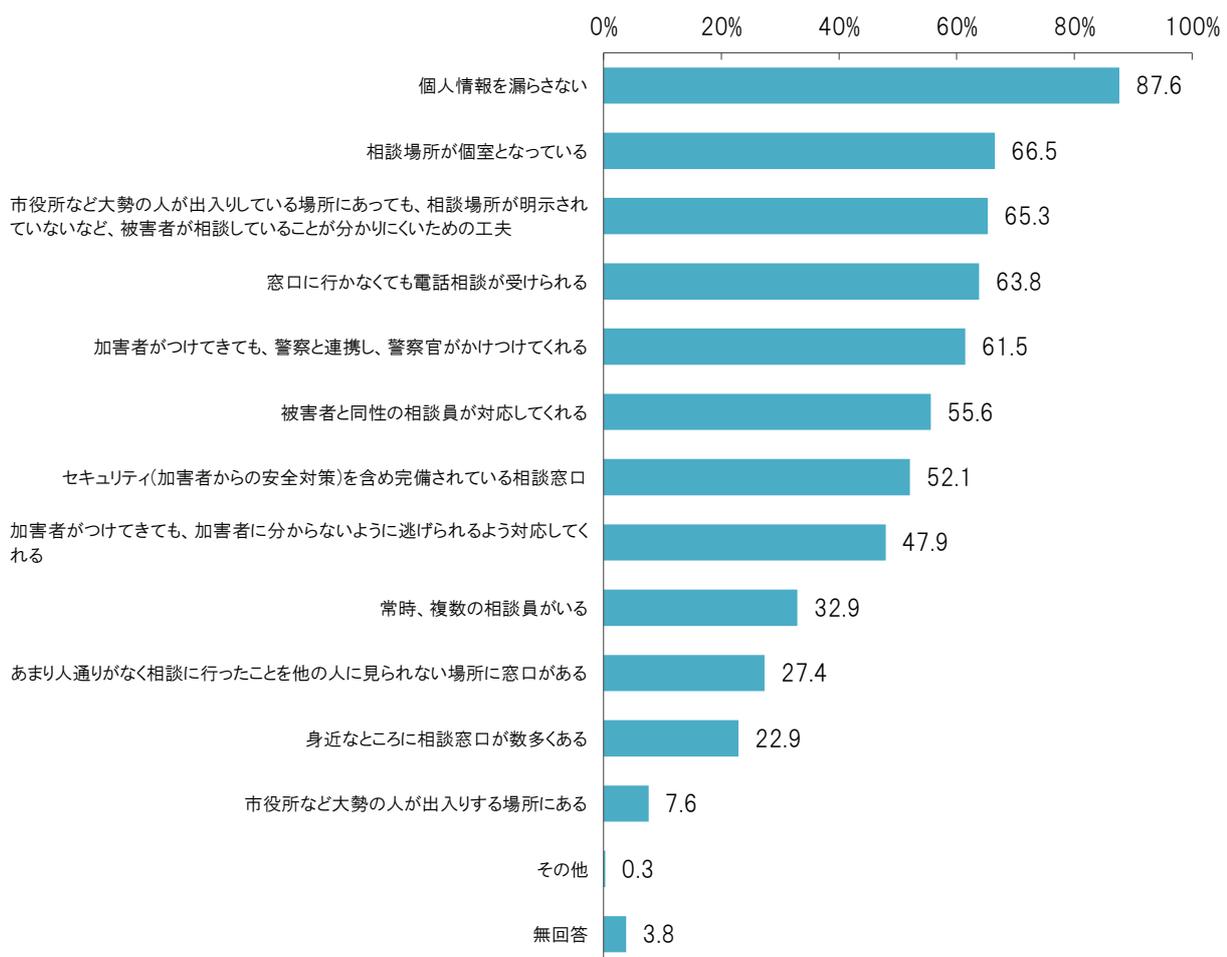
	性別	小山市配偶者暴力相談支援センター	パルティ(とちぎ男女共同参画センター)	栃木県南健康福祉センター	小山市役所	民間の相談窓口	警察	とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)	その他	知らない	無回答
全体	女性	9.0	7.5	9.0	34.5	8.0	57.0	4.5	0.0	26.0	5.0
	男性	7.3	3.6	3.6	38.0	2.9	54.7	1.5	0.0	29.2	5.1
20～29 歳	女性	0.0	10.0	10.0	50.0	10.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	男性	0.0	0.0	0.0	62.5	0.0	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0
30～39 歳	女性	12.1	12.1	9.1	39.4	9.1	57.6	3.0	0.0	24.2	0.0
	男性	6.3	0.0	6.3	37.5	6.3	68.8	0.0	0.0	6.3	6.3
40～49 歳	女性	3.0	3.0	9.1	33.3	9.1	72.7	0.0	0.0	21.2	0.0
	男性	9.1	9.1	4.5	31.8	0.0	63.6	0.0	0.0	27.3	0.0
50～59 歳	女性	9.1	3.0	6.1	39.4	6.1	75.8	6.1	0.0	12.1	3.0
	男性	0.0	6.3	6.3	31.3	6.3	50.0	0.0	0.0	25.0	6.3
60～69 歳	女性	15.8	10.5	13.2	39.5	13.2	47.4	10.5	0.0	31.6	7.9
	男性	5.7	2.9	2.9	42.9	2.9	51.4	2.9	0.0	28.6	2.9
70 歳以上	女性	7.7	7.7	7.7	23.1	3.8	36.5	3.8	0.0	38.5	11.5
	男性	12.5	2.5	2.5	35.0	2.5	45.0	2.5	0.0	42.5	10.0

⑧被害者が安心して相談を受けられる相談窓口に必要なこと

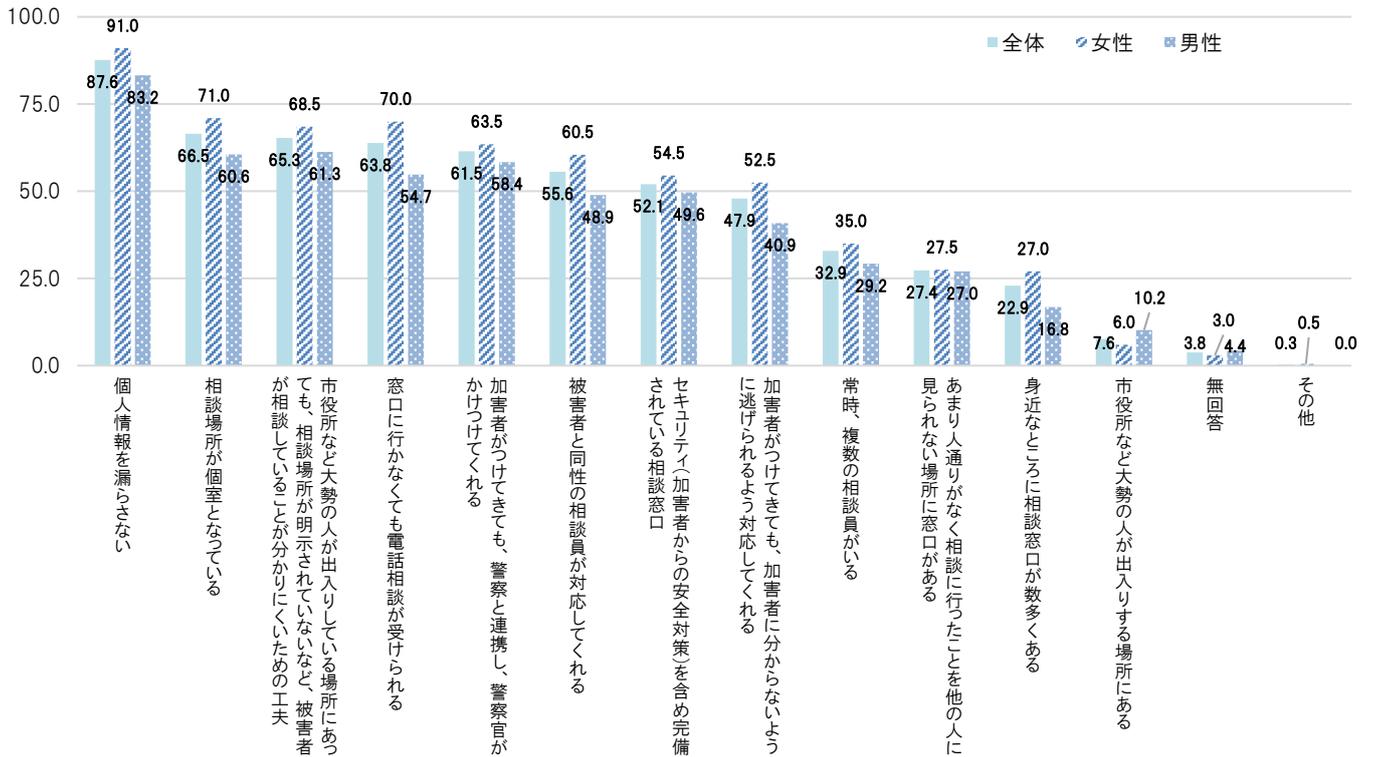
DV、デートDVの相談窓口に必要なと思うことは、「個人情報をもらさない」が87.6%で最も高く、次いで「相談場所が個室となっている」が66.5%、「市役所など大勢の人が出入りしている場所にあっても、相談場所が明示されていないなど、被害者が相談していることが分かりにくいための工夫」が65.3%で続いています。

性別で見ると、「個人情報をもらさない」は男女ともに8割を超えています。女性では、「窓口に行かなくても電話相談が受けられる」、「被害者と同性の相談員が対応してくれる」、「加害者がつけてきても、加害者に分からないように逃げられるよう対応してくれる」が、男性では「市役所など大勢の人が出入りする場所にある」は男性の割合が比較的高くなっています。

【図表】 被害者が安心して相談を受けられる相談窓口に必要なこと(複数回答)



【図表】 被害者が安心して相談を受けられる相談窓口に必要なこと(複数回答)(性別)

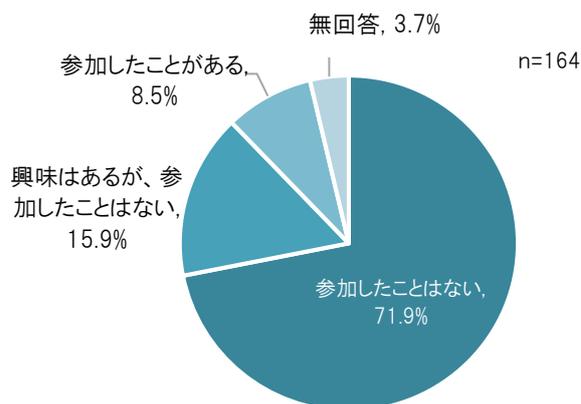


(3) 虐待・DV共通

① 児童虐待やDV防止に関する行事への参加状況

オレンジリボンまたはパープルリボンについて、「聞いたこと、見たことがある」または「リボンの意味を知っていた」と回答した人の行事への参加状況については、「参加したことはない」が71.9%で最も高く、「参加したことがある」は8.5%となっています。

【図表】 児童虐待やDV防止に関する行事への参加状況



(4) アンケートに寄せられた市民の声

アンケートの自由回答欄に寄せられた主な意見を紹介します。

◆児童虐待防止対策のために、子育て中の保護者（親）やこれから親となる方々への効果的な広報啓発方法

【相談窓口の設置に関すること】

- ・ 保育所・学校内に相談できる場所を作る
- ・ 病院・保健所に相談窓口を設置
- ・ 警察に相談窓口を設置
- ・ コンビニ、ドラッグストアに相談窓口を設置

【広報手段に関すること】

- ・ 回覧の実施
- ・ テレビ、新聞による広報
- ・ 対象家庭にDM（ダイレクトメッセージ）を送付
- ・ メールによる広報
- ・ SNSによる広報
- ・ インターネットで情報発信
- ・ 子育てセミナーの開催
- ・ 妊婦への講習会開催
- ・ 父母の教育
- ・ 検診の活用
- ・ 防災訓練の活用
- ・ 婚姻届け・出生届提出時にパンフレットを渡す
- ・ ショッピングモールやスーパーにパンフレット設置
- ・ 子ども用品店でのイベント実施
- ・ 各企業にポスター掲示依頼

【その他】

- ・ コミュニティの形成
- ・ 近所での見守りの実施
- ・ 定期的な家庭訪問

◆小山市のDV防止対策、被害者支援への要望や配慮してほしい点

- ・ プライバシーの保護
- ・ 相談窓口の周知
- ・ 警察との連携強化
- ・ 民生委員の活用
- ・ 保護施設の設置
- ・ 専門的な知識（外部機関）との連携
- ・ 被害者の人権確保
- ・ 広報・啓発活動の充実
- ・ 被害者が安心して相談できるシステムの構築

4. 「第2期小山市児童虐待・DV対策基本計画」の進捗状況

(1) 施策の評価

次期計画の策定に先立ち、「第2期小山市児童虐待・DV対策基本計画」(平成27(2015)年～令和元(2019)年)の施策・事業の計画に対する実施状況について、A～Dの4段階で評価を行いました。

A: 80%以上 B: 60～80% C: 40～60% D: 40%未満

各施策・事業に対する担当課の評価等は次の通りです。

◎虐待やDV防止のための意識啓発(施策番号1～8)

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
1	広報紙・啓発紙等による意識啓発	子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	広報小山11月号特集ページに掲載(毎年) ホームページにDV防止やパープルリボン運動、オレンジリボン運動について掲載(通年) テレビ小山でパープルリボン運動の周知(毎年11月放送) 189をはじめとした児童虐待防止に係るポスターの掲示及びチラシの配架(通年) 中央図書館においてDV防止啓発特設コーナーの設置(毎年) ハーモニーおやま各号での相談窓口の案内 DV相談カードの配布数10,000枚(5年間)	A
2	市民対象の研修会の開催、公民館講座・出前講座等の機会を活用した周知	生涯学習課 子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	おやま・まちづくり出前講座 メニューに掲載し5,000部印刷、53か所に配置。 出前講座の実施(H31年度5回) 出前講座でDV防止チラシ、パープルリボン配布10回(5年間) 家庭向け人権啓発紙「ほほえみ」を市内小中学校・義務教育学校のPTA会員に配布。約12,000部 DV防止啓発研修会(毎年11月開催)	A
3	事業所への啓発・周知	子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	おやま生まれのオレンジリボンたすきリレーの協賛(H31年度5社)、ボランティア参加(H31年度2社) 出前講座でのDV防止チラシ配布1回(5年間)	B

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
4	児童生徒への教育、啓発、周知	学校教育課 子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	各学校では、小学4年生において、思春期における体つきの変化を、中学1年生において思春期における性機能の成熟と、性どう向き合うかについて学習する。また、道徳科や特別活動等と関連させて、男女が互いを理解し、協力しながら望ましい生活を送ることができるよう、資質・能力の育成を図っている。 市内中学校1年生、義務教育学校7年生に向けて、男女共同参画のための啓発誌「みらい」を配布し、その中でDVやデートDVについて掲載し、防止のための啓発を行った。	A
5	教職員等の研修の実施	学校教育課	虐待DV	虐待の通告機関として学校は大きな役割を果たしていることから、改めて校長会等において、児童生徒の些細な変化も見逃さず、虐待が疑われた場合は、市に通告することを周知した。保護者に対してのケアの一つとして、スクールカウンセラー等の活用も、周知した。	A
6	職員研修の実施	子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	小山市パープルリボン運動期間中、庁内男女共同参画推進員等あらゆる職種の職員を対象にDV防止啓発研修会を毎年実施した。	B
7	民生委員・児童委員、保護司、人権擁護委員等への研修機会の提供	人権推進課 男女共同参画課	虐待DV	人権研修会（虐待・DVを含むもの） H27.6.22 「DVについて」参加者 21名 H28.1.22 「カンガルーOYAMAの活動について」参加者 20名 H30.10.23 「栃木いのちの電話活動について」参加者 17名 R1.5.24 「人権侵犯事件の説明と侵犯事案について」参加者 13名 小山市パープルリボン運動期間中、市民、男女共同参画推進協議会会員、民生委員・児童委員等を対象にDV防止啓発研修会を毎年実施した。	A
8	児童虐待防止対策の充実（オレンジリボン・キャンペーン事業）	子育て包括支援課	虐待	9月：児童虐待防止講演会の開催 10月：おやま生まれのオレンジリボンたすきリレーの開催 11月：児童虐待防止月間としての啓発	A

◎虐待やDVの未然防止（施策番号9～22）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
9	地域の子育て支援拠点の設置	こども課	虐待	市内5地区の社会福祉法人（民間保育園）に業務を委託し開設した。 （こぐま・こぼと・黒田・小山西・さくら保育園）	A
10	子育てひろば事業	こども課 子育て包括支援課	虐待	8か所の特設の子育てひろば 月2回開催 子育て支援に係る人材育成のための研修を年2～3回開催 常設の子育てひろば「すまいる」利用者 H26年度 10,297人 H27年度 9,740人 H28年度 8,026人 H29年度 8,490人 H30年度 8,390人 出張ひろば「にっこりちゃん」をH28年度開設 H28年度 2,413人 H29年度 3,062人 H30年度 4,458人	A
11	子育て自主グループへの支援	こども課 子育て包括支援課	虐待	双子サークルへの活動場所の提供	A
12	育児支援家庭訪問事業	子育て包括支援課	虐待	育児支援家庭訪問員による訪問延べ件数 H26年度 438回 H27年度 439回 H28年度 356回 H29年度 364回 H30年度 439回	A
13	子どもの貧困撲滅支援センター事業	子育て包括支援課	虐待	5か所（公民館）に設置したセンターにおいて、簡単な料理を行うことにより望ましい食習慣の形成を促した。 H30年度 10回開催 延べ83人参加	A
14	妊産婦・新生児訪問	健康増進課	虐待	妊産婦からの希望により助産師・保健師による家庭訪問を実施。 妊産婦訪問106件、新生児訪問109件	A
15	母子手帳交付時における面接	健康増進課	虐待	妊娠届出に基づき健康増進課窓口で保健師等看護職による面接、保健指導を実施。母子健康手帳交付件数1333件中、面接実施数941件（70.6%）	B
16	ハイリスク妊婦への支援	健康増進課	虐待	母子健康手帳交付時の対面交付及びアンケート結果から、ハイリスク妊婦をスクリーニングし、地区担当保健師による支援を行った。 要支援妊婦受理会議計上件数469件	A
17	低出生体重児訪問・赤ちゃん訪問	健康増進課	虐待	赤ちゃん訪問実施件数/対象数 1260件/1318件 訪問実施率95.6%	A
18	乳幼児健診・相談	健康増進課	虐待	乳児健診：99.3% 9ヶ月児健康相談：98.3% 1歳6ヶ月児健診：96.0% 2歳児歯科健診：92.5% 3歳児健診：97.1% 5歳児健康相談：96.3%	A

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
19	のびっこクラス	健康増進課	虐待	事業実施回数 6 回、参加者数 55 組	B
20	未受診家庭への受診勧奨	健康増進課 子育て包括支援課	虐待	全体で 212 人（H30 年度）の未受診児に対し、育児支援家庭訪問員・保健師が家庭訪問を実施し、受診勧奨、養育状況の把握を行った。 育児支援家庭訪問員による未受診者宅延べ訪問回数 H26 年度 444 回 H27 年度 413 回 H28 年度 387 回 H29 年度 373 回 H30 年度 326 回	A
21	乳幼児二次健診（のびっこ発達相談）	健康増進課	虐待	延受診者数 154 人	A
22	居住実態が把握できない児童の調査	子育て包括支援課	虐待DV	調査の結果実態の把握できなかった児童 H26～H30 年度 0 人	A

◎早期発見・通告のための体制整備（施策番号 23～28）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
23	D V 相談カードの配布	男女共同参画課	D V	D V 相談カードの配布枚数 10,000 枚（5 年間）	A
24	広報・ホームページによる窓口紹介	秘書広報局 男女共同参画課	虐待DV	広報小山（毎月）、ホームページ（通年）、啓発誌「ハーモニーおやま」（各号）に掲載 街頭啓発や研修会、出前講座等で配布するチラシに掲載 相談場所等を周知する際は、被害者、支援者、相談員の安全に配慮した（掲載内容についての改善要望などは出ていない）。	A
25	適切な窓口の紹介	全課	虐待DV	市民に対し適切な窓口を紹介するとともに、紹介先への事前連絡を実施した。	A
26	虐待通告窓口の周知	子育て包括支援課	虐待	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のポスター、チラシの配布	A
27	要保護児童等対策地域協議会の充実	子育て包括支援課	虐待DV	要保護児童等対策地域協議会 代表者会議 2 回／年、実務者会議 4 回／年 開催	A
28	医療機関等との連携	健康増進課	虐待DV	医療機関からの継続支援依頼件数 198 件（H30）に対し、地区担当保健師による継続支援を実施。	A

◎相談支援体制の充実（施策番号 29～43）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
29	家庭児童相談事業	子育て包括支援課	虐待	相談延べ件数 H26年度 6,079件 H27年度 7,215件 H28年度 6,904件 H29年度 6,649件 H30年度 7,184件	A
30	母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談・情報提供機能の充実	子育て包括支援課	DV	自立支援相談延べ件数 H26年度 1,011件 H27年度 1,153件 H28年度 1,254件 H29年度 1,244件 H30年度 1,275件	A
31	子育て支援総合相談事業	子育て包括支援課	虐待	子育て支援相談室「ほほえみ」相談件数 H26年度 4,733件 H27年度 4,314件 H28年度 4,518件 H29年度 3,548件 H30年度 3,631件	A
32	育児支援家庭訪問事業	子育て包括支援課	虐待	育児支援家庭訪問員による訪問延べ件数 H26年度 438回 H27年度 439回 H28年度 356回 H29年度 364回 H30年度 439回	A
33	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	子育て包括支援課	虐待	ショートステイ利用延べ件数 H26年度 42件 H27年度 54件 H28年度 193件 H29年度 24件 H30年度 14件	A
34	小山市配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	子育て包括支援課	DV	相談対応、緊急時における安全確保、自立生活促進のための情報提供その他の援助、保護命令制度の利用のための援助等、様々な支援を実施した。	A
35	地域の子育て支援拠点事業	こども課	虐待	市内 5 か所の保育園において、保育士 2 名を配置し、季節の行事、交流、講習会、育児相談等を実施。 H30 延利用者数：14,556 人	A
36	心配ごと相談・女性のための心の相談・弁護士相談	社会福祉協議会	虐待DV	来所・電話による相談を随時受け付け、適切な機関に繋ぐと共に、関係機関から相談のあったケースについても同様に助言や必要な支援を行い、相談者や世帯の生活を維持した。 【H30実績】 相談者数 129 名、延相談件数 211 件 （内、18 歳未満の子がいる世帯からの相談：相談者数 45 名、延相談件数 64 件）	A
36	心配ごと相談・女性のための心の相談・弁護士相談	男女共同参画課	虐待DV	女性のためのなんでも生き方相談（女性弁護士） 毎月第 4 金曜日 女性のための心の相談（女性カウンセラー） 毎月第 4 月曜日	A

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
37	多文化共生総合支援センター (旧外国人相談室)	生活安心課	虐待DV	日本語の通じにくい外国人に対する相談を実施し、相談窓口について広報・ホームページで周知した。	A
38	外国人に対する支援	市民生活課 (国際交流協会)	虐待DV	外国人ふれあい子育てサロン事業において、親子で参加できる教室（日本語教室、日本文化教室など）の開催や多言語での情報誌の発行（学校、公共機関の他、外国人の利用が多い店舗等で配布）を実施した。	A
39	高齢の相談者、障がいのある相談者に対する支援	地域包括ケア推進課 福祉課	虐待DV	市内6か所の高齢者サポートセンターにおいて、専門性を活かした対応を実施。 障がい児者基幹相談支援センターの相談員により、障がい児者等の相談に適切に対応。	A
40	児童発達支援 (通所給付)	福祉課	虐待DV	未就学の障がい児が、児童発達支援事業を実施する療育施設に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施。 H30年度利用者 実 270人 延べ 2,358人	A
41	放課後等デイサービス (通所給付)	福祉課	虐待DV	学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を実施。 H30年度利用者 実 307人 延べ 4,569人	A
42	日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	福祉課	虐待DV	家族の支援、または一時的な休息のため、日中に障がい者支援施設等において、障がい者等の見守りや社会に適應するための日常的な訓練を実施。 H30年度利用者 実 139人 延べ 7,112人	A
43	保護者同士の交流の支援	健康増進課 こども課	虐待	親の会（くるみくらぶ）の活動支援を通して心身に障がいをもつ児の保護者を支援した。 年間活動回数 24回、参加者数 249人 保護者交流会「すまいる」を年5回開催	A

◎被害者の緊急時等の安全確保・一時確保に向けての関係機関との連携

(施策番号 44～49)

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
44	一時保護における関係機関との連携	子育て包括支援課	D V	小山警察署、とちぎ男女共同参画センターと密に連絡をとり、円滑な安全確保を行った。	A
45	児童虐待・高齢者虐待対応機関との連携体制の構築	子育て包括支援課	虐待	状況に応じて関係部署が情報共有し、連携して対応した。	A
46	警察との連携	子育て包括支援課	虐待DV	小山警察署と緊密に連携し、被害者の安全を確保した。	A
47	虐待・DV被害者等緊急時安全確保事業	子育て包括支援課	虐待DV	一時避難施設利用延べ件数 H26年度 1件 H27年度 0件 H28年度 3件 H29年度 1件 H30年度 1件	A
48	虐待を受けた子どもの一時的保護	子育て包括支援課	虐待	虐待の状況により児童相談所と連携して対応した。	A
49	保護命令制度の利用に係る支援	子育て包括支援課	虐待DV	保護命令制度について教示するとともに、裁判所への書面提出等に関する支援を行った。	A

◎被害者情報の保護 (施策番号 50～52)

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
50	住民基本台帳事務における支援措置の実施	子育て包括支援課 市民課	虐待DV	被害者の視点に立ち、特に証明書の交付においては複数の職員で判断するなど、安全に配慮して制度を運用。 R1.12.1 時点措置数 支援措置申出者 98名 併せて支援を求める者 127名	A
51	市税関係証明書の交付制限	市民課	虐待DV	住民基本台帳事務における支援措置とあわせ、税証明書についても同様の対応を実施。 R1.12.1 時点措置数 支援措置申出者 98名 併せて支援を求める者 127名	A
52	登録型本人通知制度	市民課	虐待DV	DV等被害者の場合、希望者については、小山警察署にも通知。 登録型本人通知制度登録者 32名 内、警察通知希望者 6名	A

◎自立に向けた支援（施策番号 53～66）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
53	被保険者証（国民健康保険証）の交付	国保年金課 子育て包括支援課	虐待DV	国民健康保険税の納付状況により、資格証明書又は短期被保険者証となる場合、被保険者が児童であった場合は、被保険者証（有効期間1年間等）を交付。	A
54	公営住宅の優遇措置の実施	建築課	虐待DV	DV被害者等に対して、優先入居できるように、優先住宅を指定した。 R元年度 募集住宅 31戸 うち優先住宅 8戸	A
55	ひとり親家庭の就労相談・支援	子育て包括支援課	虐待DV	自立支援プログラム策定件数 H26年度 16件 H27年度 13件 H28年度 25件 H29年度 10件 H30年度 13件	A
56	生活保護制度による支援	福祉課	虐待DV	状況に応じて、生活保護の適用や就業相談・情報提供を行った。	A
57	母子生活支援施設入所支援	子育て包括支援課	虐待DV	入所世帯数 H26年度 1世帯 H27年度 1世帯 H28年度 4世帯 H29年度 4世帯 H30年度 3世帯	A
58	民間支援団体との連携による自立支援	子育て包括支援課	DV	状況に応じて、民間支援団体が運営する事業につなげた。	A
59	児童扶養手当の支給	子育て包括支援課	虐待DV	児童扶養手当受給者数 H26年度 1,238人 H27年度 1,245人 H28年度 1,262人 H29年度 1,223人 H30年度 1,175人	A
60	母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て包括支援課	虐待DV	新規貸付件数 H26年度 41件 H27年度 32件 H28年度 26件 H29年度 21件 H30年度 8件	A
61	ひとり親家庭医療費助成事業	子育て包括支援課	虐待DV	ひとり親家庭医療費助成件数 H26年度 18,172件 H27年度 17,087件 H28年度 17,873件 H29年度 18,225件 H30年度 17,517件	A

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
62	ひとり親家庭学童保育料助成事業	こども課	虐待DV	学童保育を利用するひとり親家庭の保護者に対して、学童保育料の一部を助成した。 H29年度 174名 H30年度 198名 R元年度 177名（4月当初概算）	A
63	ひとり親家庭等への就業支援	子育て包括支援課	虐待DV	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の給付実績 H26年度 2人、10人 H27年度 5人、8人 H28年度 4人、8人 H29年度 4人、7人 H30年度 3人、15人	A
64	養育支援員派遣事業	子育て包括支援課	虐待DV	派遣延べ件数 H26年度 486件 H27年度 457件 H28年度 363件 H29年度 384件 H30年度 439件	A
65	社会福祉協議会との連携による生活支援	社会福祉協議会 子育て包括支援課	虐待DV	食料支援や食料を購入するための費用等を支援し、児童とその家族の生命維持につなげた。 【H30実績】 ①善意銀行事業・フードバンクと連携した食料支援 フードバンクからの食料受入量 1,720kg 提供量 1,788kg 善意銀行受入件数 8件 支援件数 62件（内、子育て世帯 34件） ②その他食料支援 健康フェスティバル開催時フードドライブ受入品数 458品 ③どんぐり基金 子育て応援緊急食糧等支援事業 8件 37,000円 ④どんぐり基金 子育て応援緊急給付金支給事業 9件 180,000円 ⑤緊急生活一時資金（市社協）の貸付 61件（内、子育て世帯 18件）	A
66	ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用料助成事業	子育て包括支援課	虐待DV	H27年度、助成割合 1/2 で事業開始 H29年度、助成割合 2/3 に拡充 利用延べ件数 H27年度 24件 H28年度 31件 H29年度 10件 H30年度 26件	A

◎子どもに対する支援（施策番号 67～71）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
67	保育所等における支援	こども課	虐待DV	保育所等への優先入所への配慮を行うとともに、保育所等へ入所した後の児童ケアを実施。	A
68	子どもの就学における支援の実施	学校教育課	虐待DV	転校に関する手続きにおいては、子育て包括支援課、県南児童相談所との連携を密にし、被害を受けた児童生徒の健全な成長を促すことを考え、対応した。児童生徒の「一時保護」については、厚労省の通知をもとに、出席扱いとなることを各学校に周知した。	A
69	社会的養護体制の充実	子育て包括支援課	虐待	児童相談所や関係機関との連携により地域での見守り体制を強化するとともに、里親制度等のPRや支援を行った。	A
70	要支援児童生活応援事業	子育て包括支援課	虐待	H27年度、1施設で事業開始 H28年度、施設を2施設に拡充	A
71	子どもの心のケア・発達の支援	子育て包括支援課	虐待DV	家庭相談員や保健師による相談、青少年相談で面接・訪問等による支援を行うとともに、必要に応じて児童相談所や県健康福祉センターと連携して対応した。	A

◎他機関との連携強化（施策番号 72～74）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
72	関係機関によるネットワークの強化	子育て包括支援課	虐待DV	要保護児童等対策地域協議会に、児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察・司法機関、婦人保護関係機関、民間団体等が参加するとともに、個別事案において、関係機関が協力して対応した。	A
73	他市町との連携強化	子育て包括支援課	虐待DV	被害者の他市町村転出の際、転出先の相談員や児童福祉担当課、生活保護担当課等に速やかに連絡し、転出先で円滑に支援が受けられるようにした。	A
74	民間支援団体との連携	子育て包括支援課	D V	一時保護施設を運営する民間団体に運営費用を助成し活動を支援した。また、民間団体と状況にあわせて連携し、被害者の安全確保、支援を行った。	A

◎庁内における連携強化（施策番号 75～77）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
75	児童虐待・DV被害者支援担当者連携会議の実施	子育て包括支援課	虐待DV	子どもの貧困・虐待防止対策本部及びプロジェクト評定を開催し庁内の連携を図った。	A
76	窓口担当職員、相談員への特別研修の実施	子育て包括支援課	虐待DV	県や全国組織の研修会等に参加し、資質向上を図った。	A
77	関係部署との連携強化	子育て包括支援課	虐待DV	関係部署が協力して被害者支援を実施した。	A

◎支援者の育成（施策番号 78～79）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
78	支援者、市民ボランティア等への研修機会の提供	子育て包括支援課 男女共同参画課	虐待DV	児童虐待防止に関する講演会、DV防止啓発研修会、出前講座を毎年開催したほか、県などが開催する事業の周知を行った。	A
79	児童虐待防止活動を行う市民団体との連携	子育て包括支援課	虐待	カンガルーOYAMAと連携し、おやま生まれのオレンジリボンたすきリレーの他、県外開催のオレンジリボンたすきリレーへの参加、オレンジリボンの配布協力、虐待防止講演会での協力を行った。	A

◎計画の進捗管理及び苦情への対応（施策番号 80～81）

施策番号	施策・事業名	担当課	虐待DV	実施状況	評価
80	要保護児童等対策地域協議会への進捗状況報告	子育て包括支援課	虐待DV	児童虐待・DVの状況を要保護児童等対策地域協議会へ報告した。	B
81	男女共同参画審議会の苦情処理制度等の活用	子育て包括支援課 男女共同参画課	DV	実績なし	D

(2) 成果指標による評価

成果指標による評価結果は以下の通りです。

基本目標	取組内容	活動指標(参考指標)	H26 年度	H30 年度	R1 年度		
			実績値	実績値	目標値		
①虐待やDV防止のための意識啓発	オレンジリボンの啓発活動	オレンジリボンを知っている人の割合	23.0%	46.7%	70%以上		
		子育て見守り隊養成講座(出前講座)の開催	5回	0回	8回		
	児童虐待の通報・相談先の周知	児童虐待家庭に対して「何もできない」「様子を見る」と考える人の割合	何もできない	7.7%	何もできない	10.3%	5%以下
			様子を見る	4.5%	様子を見る	25.0%	
		児童虐待家庭に対して「何もできない」「様子を見る」理由として、『通報先が分からない』人の割合	12.2%	14.9%	5%以下		
	DV・デートDVの周知	「デートDV」の言葉・意味を知っている人の割合	34.2%	32.4%	50%		
DV・デートDVに関する相談窓口の周知	DV・デートDVに関する相談窓口を知っている人の割合	67.1%	67.3%	50%			
②安心して相談できる体制づくり	相談支援体制の充実	小山市配偶者暴力相談支援センターの相談対応件数	505件	1,755件	550件		
③被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化	自立に向けた支援	養育支援員派遣回数	438回(延べ)	439回(延べ)	100回		
	子どもに対する支援	要支援児童生活応援事業実施箇所数	1箇所	2箇所	2箇所		
④推進体制の充実	庁内における連携強化	児童虐待・DV被害者支援担当者連携会議の実施	8回	6回	2回		

※実績値のうち、アンケート調査結果によるものはH31年度実績

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1. 基本理念

本計画においては、児童虐待・DV対策施策を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

すべての市民の人権が尊重され、
いかなる虐待・暴力も許さない社会の実現

市民一人ひとりが尊重され、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての人の願いであり、社会全体の責務でもあります。虐待と暴力は、決して許されない人権侵害であり、被害者の心と体に大きな傷を残すばかりか、尊い生命をも奪う重大な犯罪になりかねない行為です。

小山市では、これまでに児童虐待の防止に向けた「おやま児童虐待防止宣言」をしているほか、DVを根絶するために「小山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進してきました。今後、子どもへの虐待やDVのほか、高齢者や障がい者、性暴力、人身取引なども含め「暴力を許さない社会の実現」を最優先すべき行政課題の一つとして掲げ、取り組みを強化していくために、この計画では「暴力を許さない社会の実現」を基本理念とします。

おやま児童虐待防止宣言

1. 私たちは、児童虐待についての関心と理解を深めながら、子どもたちからのサインを見逃しません。
1. 私たちは、支援を望む人だけでなく、支援を必要とする家庭へ積極的に支援の手をさしのべ児童虐待の未然防止に努めます。
1. 私たちは、児童虐待の防止には地域全体での取り組みが重要であることを認識し、積極的に啓発活動を行います。
1. 私たちは、「できること、やるべきこと」を常に意識し、自ら、所属する機関・組織の特性を生かした役割を担います。
1. 行政及び関係機関・団体は、さらなる相互の連携・協力により、児童虐待の早期発見・早期対応・適切な支援体制の強化に努めます。

2. 基本目標

基本目標1 虐待やDVの未然防止のための取組の推進



いかなる虐待やDVも決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。しかし、虐待やDVは個人や家庭内などの限られた中で起きることが多く、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

虐待やDVなどあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を許さない社会を築いていくことが必要です。暴力についての周知・啓発を進め、市民の理解をさらに深めることで、虐待やDVの発生の防止を図ります。

基本目標2 安心して相談できる体制づくり



市や県などでは、虐待やDVに対する取り組みを強化しており、相談窓口の充実を図っていますが、その認知度は高くなく、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。また、虐待やDVの未然防止に向け、家庭環境や経済的な問題、子育て・介護の悩みなどを抱え込む前に相談できる窓口の必要性も高まっています。

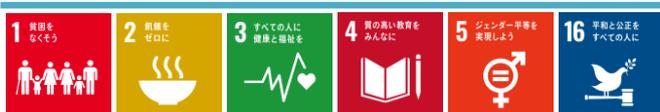
悩みや不安・負担感が蓄積される前に、身近な場所で相談できる窓口の充実・周知を徹底するとともに、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保や関係機関のネットワーク化を進めていきます。

基本目標3 被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化



虐待や暴力の被害を受けた人は、心と体に傷を負うばかりでなく、安全で安心して暮らすことができる日常生活を取り戻すことも難しくなります。保護された被害者の身の安全を確保し、継続的なケアや支援を行いながら、自立した生活に向けた様々な支援が必要となります。住居の確保や経済的支援、就労支援、子どもの教育に関する支援のほか、安心して日常生活を送るために居場所や個人情報保護を徹底していきます。

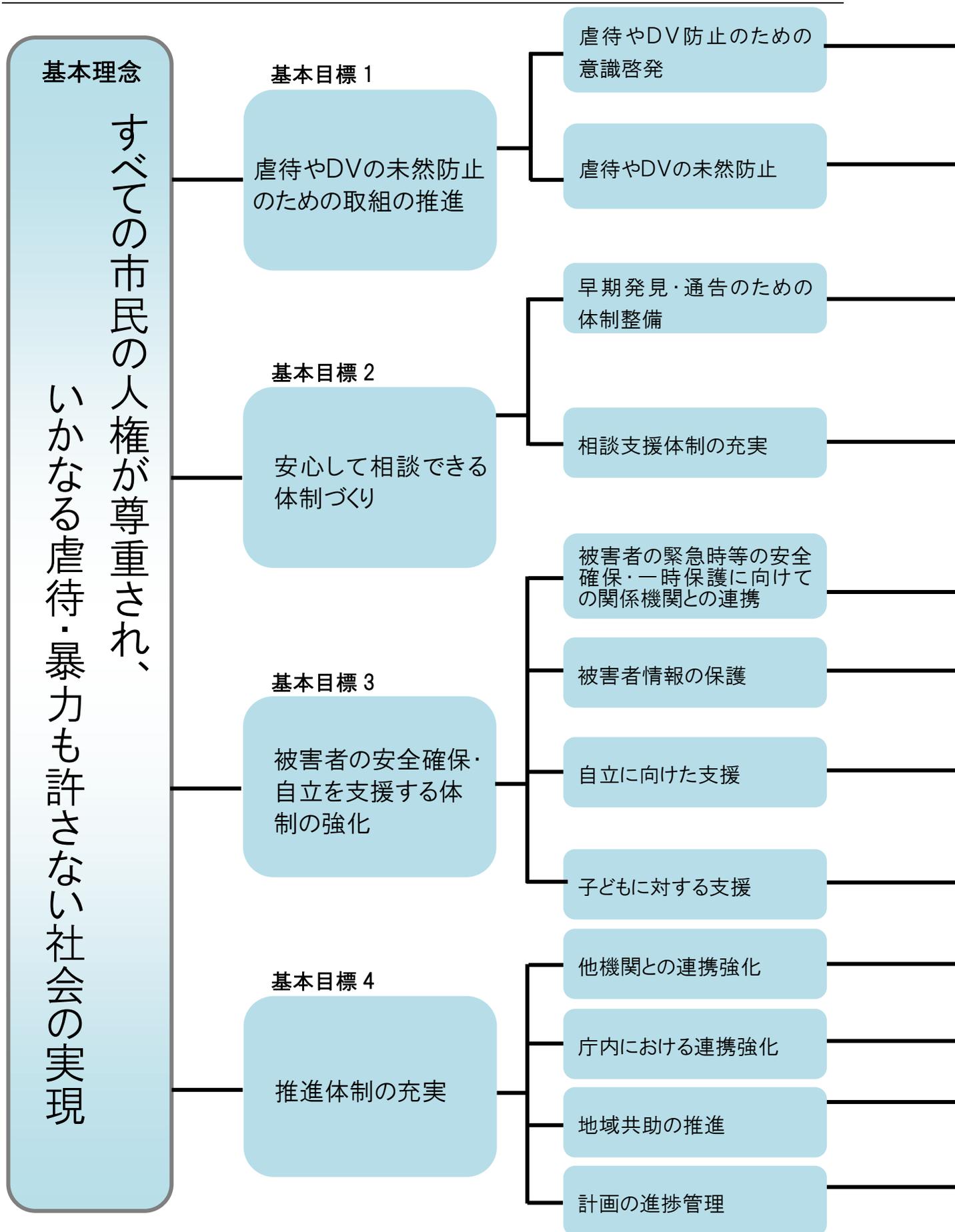
基本目標4 推進体制の充実



虐待やDVは生命の危機にさらされることもある重大な課題です。暴力のない社会の実現に向け、計画の着実な推進が重要であることから、関係機関との連携を強化するほか、進捗管理を徹底し、必要に応じてより効果的な施策のあり方の検証・見直しを行っていきます。

※SDGs（持続可能な開発目標）のゴールを示すアイコン（P62 参照）

3. 施策の体系



1 ●オレンジリボン・キャンペーン 2 ●DV防止啓発事業 3 事業所への啓発・周知
4 児童生徒への教育、啓発、周知 5 教職員等の研修の実施
6 保護司、人権擁護委員等への研修機会の提供

7 ◎産前・産後サポート事業 8 ◎愛の鞭ゼロ作戦推進事業 9 地域の子育て支援拠点の設置
10 子育てひろば事業 11 子育て自主グループへの支援 12 育児支援家庭訪問事業
13 子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業 14 妊産婦・新生児訪問
15 母子健康手帳交付時における妊婦支援事業 16 低出生体重児訪問・赤ちゃん訪問
17 乳幼児健診・相談 18 のびっこクラス 19 未受診家庭への受診勧奨
20 乳幼児二次健診（のびっこ発達相談） 21 居住実態が把握できない児童の調査

22 ◎子どもSOS窓口の周知 23 DV相談カードの配布 24 広報・ホームページによる窓口紹介
25 虐待通告窓口の周知 26 要保護児童等対策地域協議会の充実 27 医療機関等との連携

28 ◎子ども家庭総合支援拠点整備運営事業 29 ●家庭児童相談事業
30 ●母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談・情報提供機能の充実
31 スクールソーシャルワーカーによる相談事業 32 子育て支援総合相談事業
33 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） 34 小山市配偶者暴力相談支援センターの機能の充実
35 地域の子育て支援拠点事業 36 心配ごと相談・女性のための心の相談・弁護士相談
37 多文化共生総合支援センター 38 外国人に対する支援
39 高齢の相談者、障がいのある相談者に対する支援 40 児童発達支援（通所給付）
41 放課後等デイサービス(通所給付) 42 日中一時支援事業（地域生活支援事業）
43 保護者同士の交流の支援

44 一時保護における関係機関との連携 45 DV・児童虐待・高齢者虐待対応機関における連携体制の強化
46 警察との連携 47 虐待・DV被害者等緊急時安全確保事業 48 虐待を受けた子どもの一時保護
49 保護命令制度の利用に係る支援

50 住民基本台帳事務における支援措置の実施 51 市税関係証明書の交付制限 52 登録型本人通知制度

53 ◎自立に向けた生活用品の提供 54 被保険者証（国民健康保険証）の交付
55 公営住宅の優遇措置の実施 56 生活保護制度等による支援 57 母子生活支援施設入所支援
58 民間支援団体との連携による自立支援 59 児童扶養手当の支給 60 母子父子寡婦福祉資金の貸付
61 ひとり親家庭への就労・就業支援 62 ひとり親家庭への経済的支援 63 養育支援員派遣事業
64 社会福祉協議会との連携による生活支援

65 ◎児童発達支援センターの整備運営事業 66 ●要支援児童生活応援事業
67 保育所、認定こども園等における支援 68 子どもの就学における支援の実施
69 社会的養護体制の充実 70 子どもの心のケア・発達の支援

71 関係機関によるネットワークの強化 72 他市町との連携強化 73 民間支援団体との連携
74 児童虐待防止活動を行う市民団体との連携

75 子どもの貧困・虐待防止対策本部及びプロジェクト評定 76 窓口担当職員、相談員へ研修実施
77 関係部署との連携強化

78 ◎地域の共助活動団体との連携 79 市民向け講座等の実施

80 要保護児童等対策地域協議会への進捗状況報告

第4章 施策の展開

1. 目標実現のための施策

基本目標 1 虐待やDVの未然防止のための取組の推進

施策の方向 1 虐待やDV防止のための意識啓発

児童虐待やDV被害は年々増加傾向にあります。これらは個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為を含む人権侵害です。家族内で起きる児童虐待、配偶者・パートナー間で起きるDVと、どちらも家庭という私的な関係の間で起き外部から発見されにくい環境の中で、周囲の認識不足や被害者本人の気づきの遅れにより状況悪化を招くといった現状も見られます。

一方、地域の方々の児童相談所や市への児童虐待の通報により、未然に重大事件を防ぐことができたケースが数多くあります。

児童虐待やDVを防止するためには、市民の正しい理解と意識の高揚が必要です。そのために、あらゆる機会を活用し、正しい理解と防止に向けた意識啓発を行います。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
1	オレンジリボン・キャンペーン	1 3 5 16	児童虐待の撲滅を目指し、児童虐待防止講演会（9月）、おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー（10月）を毎年開催します。また、全国統一の児童虐待防止月間（11月）には、オレンジリボンツリーの設置やオレンジリボンキャンペーンソング「まあいいところ」を活用した啓発、職員のオレンジリボン着用を行います。その他、年間を通して児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）の周知や出前講座の実施など啓発活動を推進します。	子育て包括支援課
2	DV防止啓発事業	5 16	女性等に対する暴力の根絶を目指し、市のイベント・出前講座など地域で実施する機会を最大限活用するとともに、あらゆる広報媒体を活用し、DVやデートDVに関する正しい知識とDV防止啓発のための情報提供や相談窓口の周知に努めます。また、パープルリボン運動期間中は、シンボルであるパープルリボンを使用し、暴力撲滅に向けた研修会や啓発活動を実施します。	男女共同参画課
3	事業所への啓発・周知	5 16	市内事業所の従業員が、虐待・DVについて正しく理解し、被害者への支援体制がとれるよう、継続して周知・啓発を行います。	男女共同参画課 子育て包括支援課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
4	児童生徒への教育、啓発、周知	4 5 16	児童生徒は多感な年代であるため、きめ細かい配慮を加えながら、その年代に応じた、思春期における体つきの変化や、性機能の成熟、性とどう向き合うかについて学習します。また、道徳科や特別活動等と関連させて、男女が互いを理解し、協力しながら望ましい生活を送ることができるよう、資質・能力の育成を図ります。	男女共同参画課 子育て包括支援課 学校教育課
5	教職員等の研修の実施	4 5 16	人権教育に係る研修等において、児童虐待やDVに関する正しい知識を周知します。	学校教育課 子育て包括支援課
6	保護司、人権擁護委員等への研修機会の提供	5 16	保護司、人権擁護委員等へ研修等を実施し、虐待・DVについての正しい理解と個人情報の保護について周知徹底します。	人権推進課 福祉課

施策の方向 2 虐待やDVの未然防止

子育て家庭が孤立することなく、一人で悩まず安心して子育てできるように、親子の交流や情報提供の場を充実します。

体罰の子どもに与える影響の周知や、親や子供が SOS を出せる環境を構築、周知を行うことで、虐待やDVの未然防止につなげます。また、子育てや子供に関する事業の実施においては、虐待やDVの未然防止を常に念頭におき実施します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 7	産前・産後サポート事業	3 5 16	妊産婦が産前・産後に必要な体力の維持向上や精神的安定を図り、同じ悩みを持つ者どうしがつながることで、不安感や孤立感の軽減を図ります。	健康増進課
新 8	愛の鞭ゼロ作戦推進事業	3 16	子どもへの体罰・暴言を防止するため、訪問や健診等の機会を利用してリーフレットを配布し、体罰や暴言を使わない子育てのポイントを紹介します。ファミリー・サポート・センターをはじめとした親の負担を軽減する制度の利用を促進し、虐待のリスク回避を図ります。	健康増進課 子育て包括支援課
9	地域の子育て支援拠点の設置	1 3 5 16	身近な地域における地域子育て支援センターを子育て支援の拠点として、子育てに関する情報提供や相談・親子の交流などの推進を図ります。	こども課
10	子育てひろば事業	3 5	未就園児とその保護者を対象に、親子が集い交流や仲間づくりを行う場として子育てひろばを開催します。また、子育て支援に係る人材育成のための研修会を開催します。	こども課 子育て包括支援課
11	子育て自主グループへの支援	3	市民のニーズに応じ、自主グループに場所や情報の提供等を行い、自主的な活動の促進を図ります。	子育て包括支援課
12	育児支援家庭訪問事業	1 3 5 16	育児不安や育児困難を抱える家庭に育児支援家庭訪問員が訪問し、保護者の不安感・負担感の軽減や虐待の未然防止を図ります。	子育て包括支援課
13	子どもの貧困撲滅支援センター・生活応援事業	1 4 5	貧困の状況にある子どもやその家族等を対象に、公民館等で簡単な調理活動を行い、望ましい食習慣の形成を促します。	子育て包括支援課
14	妊産婦・新生児訪問	3 5 16	妊産婦や生後1ヶ月未満の新生児をもつ保護者（希望者）に対し、助産師・保健師による家庭訪問を行います。	健康増進課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
15	母子健康手帳交付時における妊婦支援事業	3 5 16	母子健康手帳交付時に、全妊婦にアンケートを実施し、保健師等による面接相談を通して、支援が必要な妊婦（家庭）の早期発見及び支援に努めます。	健康増進課
16	低出生体重児訪問・赤ちゃん訪問	3 5 16	低出生体重児を含め、生後4ヶ月未満の乳児がいる全ての家庭を助産師・保健師が訪問し、育児相談や情報提供等を行うことで、育児不安感や負担感の軽減に努めます。	健康増進課
17	乳幼児健診・相談	3 5 16	乳児健診・9ヶ月児健康相談・1歳6ヶ月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診・5歳児健康相談等、節目の健診や相談事業を通し、発育発達・保護者の育児不安等に関する助言等を行います。	健康増進課
18	のびっこクラス	3 5 16	1歳6ヶ月から2歳頃の子どもの発達や子育てに悩みのある保護者を対象に、保護者同士で悩みの共有の場を持つとともに、子どもへの関わり方等について、保育士や心理職からのアドバイスを得る機会を設けます。	健康増進課
19	未受診家庭への受診勧奨	3 16	各種健診・相談事業の未受診家庭に対し、育児支援家庭訪問員と連携し、未受診家庭への訪問を行い、受診勧奨及び当該家庭の養育状況の把握に努めます。	健康増進課 子育て包括支援課
20	乳幼児二次健診（のびっこ発達相談）	3 5 16	乳幼児健診・相談事業等の結果、発達に関する専門的な助言等が必要な子ども及び保護者に対し、小児神経専門医や作業療法士・心理判定員による相談の機会を設けます。	健康増進課
21	居住実態が把握できない児童の調査	3 5 16	乳幼児健康診査未受診等の対応により居住実態が把握できない家庭については児童相談所の関与や児童手当、児童扶養手当等の受給状況の確認、親族等への調査、対象家庭に外国籍の者がいる場合は東京入国管理局へ出入国記録等の照会を行い当該家庭の実態把握に努めます。	子育て包括支援課

基本目標 2 安心して相談できる体制づくり

施策の方向 1 早期発見・通告のための体制整備

虐待、DVの発生予防や、早期発見による被害の深刻化防止に向けて、市民、医療機関、学校や保育所等の虐待やDVの発生を感知しうる機関等に対して、相談窓口について周知し、迅速な連絡、対応を行うことができる体制を整備します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 22	子どもSOS窓口の周知	5 16	「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310(なやみいおう)等、子どもがSOSを発信できる窓口を周知し、早期発見・早期支援に繋がります。	学校教育課
23	DV相談カードの配布	3 5 16	誰もが手にしやすい名刺サイズのDV相談カードを作成し、市内公共施設や大型店舗等にカード設置の協力を得ながら、被害者の支援はもとより、支援できる市民を増やしていくために相談機関を周知・紹介します。	男女共同参画課
24	広報・ホームページによる窓口紹介	5 16	広報紙等で相談場所等を周知する際には、加害者にも情報が伝わることを念頭に置き、被害者、支援者、相談員の安全に配慮して掲載します。	秘書広報課 男女共同参画課
25	虐待通告窓口の周知	16	市民や関係機関に対し、市や児童相談所の相談窓口や、24時間365日対応する児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(無料)の周知を行います。	子育て包括支援課
26	要保護児童等対策地域協議会の充実	1 3 5 16	要保護児童等対策協議会において、児童虐待・DVに関する情報交換や事例検討等を行うことにより、関係機関同士の相互理解を促進し、ネットワークの強化を図ります。	子育て包括支援課
27	医療機関等との連携	3 16	医療機関等の情報から被害の可能性のある患者や要保護児童、養育支援を必要とする家庭を発見し、早期支援に繋がります。	健康増進課 子育て包括支援課

施策の方向 2 相談支援体制の充実

多様化、複雑化する相談内容に対応するため、相談窓口の相談員の更なる資質の向上を行います。

また、虐待やDVは高齢者、障がい者や外国人などの中でも起きており、これらの人々には、必要な情報が届きにくく、社会の中で孤立してしまう人たちもいます。国籍や年齢、障がいの有無に関わらず、情報を届け、必要な支援が提供できるよう努めます。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 28	子ども家庭総合支援拠点整備事業	1 3 5 16	子ども家庭総合支援拠点を整備し、管内に所在するすべての子どもとその家庭を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行います。また、より効果の高い機関となるよう、要保護児童等対策地域協議会を中心として、運営方法や関係機関との連携体制などを検証し、見直しを行います。	子育て包括支援課
重 29	家庭児童相談事業	1 3 5 16	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、家庭相談員が相談に応じ、実態調査・在宅指導・助言等を行います。	子育て包括支援課
重 30	母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談・情報提供機能の充実	1 3 5	母子家庭や父子家庭の生活自立のための相談・情報提供の充実を図るとともに、児童がいる家庭においては家庭相談員等と連携し対応します。 また、生活の自立に向け、行政手続の同行支援、住宅確保の支援、就労支援、必要な福祉制度の利用に係る支援等、様々な支援を行います。 あわせて県南健康福祉センターや医療機関等と連携し、被害者の心のケアを図ります。	子育て包括支援課
31	スクールソーシャルワーカーによる相談事業	1 3 4 5	見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置します。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。	子育て包括支援課
32	子育て支援総合相談事業	1 3 5 16	子育て支援総合相談員が、子育て支援に関する情報提供や、子どもや子育てに関する相談対応を行います。	子育て包括支援課
33	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	3 5	保護者の出産や病気などの理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を乳児院や児童養護施設などで預かります。	子育て包括支援課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
34	小山市配偶者暴力相談支援センターの機能の充実	5 16	配偶者暴力相談支援センターにおける相談、安全確保、自立促進に係る業務の充実を図ります。また、状況に応じてケース会議を開催するなど、様々な視点から被害者を支援します。	子育て包括支援課
35	地域の子育て支援拠点事業	4 5	保育園等の専用の部屋に保育士等を配置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。	こども課
36	心配ごと相談・女性のための心の相談・弁護士相談	1 3 5 16	生活の中で生じる諸問題や悩みごとについての相談に弁護士等が応じ助言指導等問題解決を支援します。	社会福祉協議会 生活安心課 男女共同参画課
37	多文化共生総合支援センター	10	日本語の通じにくい外国人に対し、多言語による相談を実施します。	生活安心課
38	外国人に対する支援	10	外国人市民に向けて多言語による情報提供を行い、地域における交流を促進します。	国際交流協会 市民生活課
39	高齢の相談者、障がいのある相談者に対する支援	3 5 16	市内6ヶ所の高齢者サポートセンター、障がい児者基幹相談支援センターにおいて、それぞれ高齢者や障がい児者の様々な相談に応じ、虐待防止や権利擁護の支援を行います。	地域包括ケア推進課 福祉課
40	児童発達支援（通所給付）	3 5	未就学の障がい児が、児童発達支援事業を実施する療育施設に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉課
41	放課後等デイサービス（通所給付）	3 5	学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。	福祉課
42	日中一時支援事業（地域生活支援事業）	3 5	家族の支援、または一時的な休息のため、日中に障がい者支援施設等において、障がい者等の見守りや社会に適應するための日常的な訓練を実施します。	福祉課
43	保護者同士の交流の支援	1 3 5 16	グループ活動などを通じて、子どもの障がいについて保護者の理解を進めるとともに、保護者同士の交流を推進します。	健康増進課 こども課 福祉課

基本目標 3 被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化

施策の方向 1 被害者の緊急時等の安全確保・一時保護に向けての関係機関との連携

虐待やDVによる緊急時の対応においては、一時保護などによる安全確保が迅速に行えるよう、関係機関との連携をより緊密にするなど、連携体制構築に努めます。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
44	一時保護における関係機関との連携	1 3 5 16	被害者とその子どもの視点にたち、警察やとちぎ男女共同参画センター等と連携し、円滑な一時保護につなげます。また、高齢者や障がい者については関係部署・機関と連携し、ショートステイや施設入所措置等に繋がるよう支援します。	子育て包括支援課 福祉課 地域包括ケア推進課
45	DV・児童虐待・高齢者虐待対応機関における連携体制の強化	1 3 5 16	DV被害者の子どもや親等にも被害が及んでいる場合があることから、DV、児童虐待、高齢者虐待の関係部署・機関における連携体制を強化します。	子育て包括支援課 地域包括ケア推進課
46	警察との連携	3 16	警察との連携協力を得て加害者への対応、緊急時の対応など、被害者の安全に十分配慮し対応します。高齢者虐待防止に関する法律に基づき必要に応じ、警察署長への援助要請、援助を求めます。	子育て包括支援課 地域包括ケア推進課 生活安心課 市民課
47	虐待・DV被害者等緊急時安全確保事業	1 3 5 16	虐待もしくはDV等により被害を受けたり、繰り返し被害を受ける恐れがある家族に対し、一時保護施設等への入所が決定するまでの間、一時的に避難できる施設を提供します。	子育て包括支援課
48	虐待を受けた子どもの一時保護	1 3 16	児童虐待により一時保護が必要な状況が生じた場合、児童相談所と連携し迅速に対応します。	子育て包括支援課
49	保護命令制度の利用に係る支援	3 5 16	被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、裁判所への書面提出等に係る支援を行い円滑な利用を図ります。	子育て包括支援課

施策の方向 2 被害者情報の保護

D V被害者に対する加害者からの接触を遮断し、D V被害者の安全を確保するためには、被害者に関する各種情報の保護が不可欠です。被害者の支援にかかわる関係機関等において、被害者及びその関係者に係る情報管理を徹底します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
50	住民基本台帳事務における支援措置の実施	5 16	加害者に住所を知られないための支援措置を被害者の視点に立って実施します。	市民課 子育て包括支援課
51	市税関係証明書の交付制限	5 16	住民基本台帳事務における支援措置とあわせ、個人情報を保護します。	市民課 税関係各課
52	登録型本人通知制度	5 16	本人の代理や第三者の請求により住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合、交付したことを本人に通知します。あわせて、希望があった場合は警察にも通知します。	市民課

施策の方向 3 自立に向けた支援

被害者の自立した生活の確保に向け、住宅の確保、就業機会の確保、子どもの養育環境の整備など生活再建、経済的支援、継続的な見守り・相談支援等を行います。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 53	自立に向けた生活用品の提供	1 2 3 5	市民等からの寄付を受け、D Vにより避難した家庭等が新たな生活を始めるために必要な生活用品を提供します。	子育て包括支援課
54	被保険者証（国民健康保険証）の交付	1 2 3	健康保険証に関する情報の提供、申請の援助、助言を行います。	国保年金課 子育て包括支援課
55	公営住宅の優遇措置の実施	1	募集戸数4戸に1戸の割合で、DV被害者、障がい者、多子世帯等の優先住宅を指定します。	建築課
56	生活保護制度等による支援	1 8	自立を希望する方が経済的に困窮している場合には、状況により生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などを活用し、自立に向けた支援を行います。	福祉課

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
57	母子生活支援施設入所支援	3 5	18歳未満の子どもを養育している母子が、様々な事情から子どもの養育が困難な場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう入所による生活や子育ての支援を行います。	子育て包括支援課
58	民間支援団体との連携による自立支援	1 3 16	被害者個々の状況に応じて民間支援団体が運営する事業につなげます。	子育て包括支援課
59	児童扶養手当の支給	1 2 3	死別・離別等によりひとり親家庭となっている父又は母が、18歳到達年度末まで(児童に障がいがある場合20歳未満)の児童を監護養育している場合に、手当を支給します。	子育て包括支援課
60	母子父子寡婦福祉資金の貸付	1 4 5	母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と、児童の福祉の向上を図るため、無利子または低利子の資金の貸付を受け付けます。	子育て包括支援課
61	ひとり親家庭への就労・就業支援	1 4 5 8	栃木県、ハローワークと連携しながら、生活状況や就業の希望に応じて、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介、就労に関する情報提供を行います。 また、就業や資格取得に向けた支援として、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金及び生活資金等の貸付、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支援を行います。	子育て包括支援課
62	ひとり親家庭への経済的支援	1 4 5	満18歳に達する年度末までの子どもを養育するひとり親家庭に対して、保険診療分の医療費を助成します(所得制限あり)。 学童保育を利用するひとり親家庭の保護者に対して、学童保育料の一部を助成します。 また、ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センターを利用した場合、利用料の2/3を助成することで経済的負担の軽減を図ります。	子育て包括支援課 こども課
63	養育支援員派遣事業	1 3 5 16	育児不安があったり、育児が困難であったりする家庭に支援員を派遣し、家事や育児支援を実施します。	子育て包括支援課
64	社会福祉協議会との連携による生活支援	1 2	社会福祉協議会と連携し、貸付や食料支援、また食料等の購入費、給付金の支給事業等につなぎ、生活支援を行います。	社会福祉協議会 子育て包括支援課

施策の方向 4 子どもに対する支援

教育・保育関係機関や学校等と連携し、被害者の子どもが安心して生活を送ることができるよう支援します。

また、被害者の子どもの心のケアや発達の支援を実施し、子どもの心身の回復に努めるとともに、社会的養護体制の充実を図ります。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 65	児童発達支援センターの整備運営事業	3 5	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う業務を委託します。	福祉課
重 66	要支援児童生活応援事業	1 2 3 4 5 16	親が子どもを適切に育てられない養育放棄等の状況にある要支援児童を対象として、放課後等の家庭的な環境を過ごせる居場所をつくり、安心できる大人とのふれあいや交流を通して、基本的な生活習慣の習得を目指し、食事の提供、入浴や学習支援を行うとともに、保護者の子育てを補完し、虐待の世代間連鎖の防止を図ります。	子育て包括支援課
67	保育所、認定こども園等における支援	3 4 5	保育所入所等を希望する時の手続き等の支援、優先入所への配慮、入所後の児童のケアを行います。	こども課
68	子どもの就学における支援の実施	3 4 5	転校に関する手続きにおいて、転出前、転出後の関係機関と連携を取りながら、被害者、子どもへの適切な支援を実施します。また、学校等が現場でどのように対応していけばよいか、子どもへの精神的な影響（二次的な被害）も含め、年代に応じたよりよいサポートを行います。	学校教育課
69	社会的養護体制の充実	3 4 5 16	児童相談所・関係機関との連携により地域での見守り体制を強化するとともに、里親制度等のPRや里親への支援を行います。	子育て包括支援課
70	子どもの心のケア・発達の支援	1 3 5	子どもの心身の回復のため、家庭相談員や保健師による相談、青少年相談で面接、訪問等による支援を行うとともに、必要に応じて児童相談所や県健康福祉センターと連携し、心のケアや発達に関する悩みに対応します。	子育て包括支援課 健康増進課 生涯学習課

基本目標 4 推進体制の充実

施策の方向 1 他機関との連携強化

虐待やDVの被害は、複雑・多様化しており、関係機関のさらなる連携による対策の強化が求められています。関係機関間で情報や課題を共有し、相談、早期発見・対応、被害者の保護・自立支援まで切れ目のない対応を実現するとともに、虐待・DV根絶に向け、地域全体で取り組む体制を強化していきます。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
71	関係機関によるネットワークの強化	1 3 16	児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察、司法機関、婦人保護関係機関、民間団体等の連携を強化します。	子育て包括支援課
72	他市町との連携強化	1 3 5 16	被害者が他市町に避難する場合には、安心した生活が送れるよう、転出先の相談員や児童福祉担当課、生活保護担当課等と連携し、円滑に支援が受けられるようにします。	子育て包括支援課
73	民間支援団体との連携	1 3 16	一時保護施設を運営する民間支援団体に運営費用を助成することにより、活動を支援します。 また、状況にあわせて民間の支援団体と連携し、被害者を支援します。	子育て包括支援課
74	児童虐待防止活動を行う市民団体との連携	1 3 16	市民サークル「カンガルーOYAMA」による児童虐待防止の各種活動と連携し、市民の虐待防止意識の向上を図ります。	子育て包括支援課

施策の方向 2 庁内における連携強化

虐待やDVの被害者が安心して支援を受けられるよう、被害者の支援に関わる職員の意識や知識・支援スキルの向上に向けた研修を行うとともに、定期的に関係各課が情報交換を実施し、切れ目のない円滑な支援に向けた連携体制を構築します。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
75	子どもの貧困・虐待防止対策本部及びプロジェクト評定	1 3 4 16	子どもの貧困・虐待防止対策委員と実績報告や情報・意見交換を行います。	子育て包括支援課 関係各課
76	窓口担当職員、相談員へ研修実施	3 4 5 16	被害者相談には相談のための基礎的な知識、経験が必要であることから、質の高い支援ができるよう被害者と接する職員の研修を実施していきます。	子育て包括支援課 関係各課
77	関係部署との連携強化	1 3 5 16	子ども家庭総合支援拠点を整備し、支援体制を強化します。 虐待・DV被害者の精神的・身体的不安に配慮し、ワンストップ相談あるいは庁内関係課から相談窓口への円滑な引き継ぎによる迅速な対応を行います。 また、被害者の情報が加害者に漏えいしないよう、情報の厳正な管理を行います。	子育て包括支援課 関係各課

施策の方向 3 地域の共助の推進

虐待やDV被害者の支援には、行政や関係機関だけでなく地域で活動する団体やボランティアの協力が重要です。地域で活躍できる人材を育成し、協力者の輪を広げることにより、虐待・DVの未然防止や早期発見、相互支援につなげます。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
新 78	地域の共助活動団体との連携	1 2	子ども食堂やフードバンク、フードドライブ等、地域で支え合う取組を行う団体等と連携し、地域における共助に向けた機運を醸成します。	子育て包括支援課
79	市民向け講座等の実施	3 5	児童虐待やDV被害者支援、子育て支援等様々な支援活動を希望する市民に対して講座等を実施し、支援者の育成を図ります。	男女共同参画課 子育て包括支援課

施策の方向 4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況を管理するため、毎年度、要保護児童等対策地域協議会に状況報告し、結果を公表します。また、取り組みの方向性や内容については、必要に応じて見直し、改善します。

この計画や事業内容、職員の職務執行等に関して苦情を受けた場合は、適切かつ迅速に処理し、内容の見直しや対応の向上を図るように努めます。

(主な施策)

No.	施策・事業名	SDGs	概要	所管課等
80	要保護児童等対策地域協議会への進捗状況報告	1 3 16	計画の進捗状況を要保護児童等対策地域協議会に報告し、結果を公表します。	子育て包括支援課

2. 活動・成果指標

令和6(2024)年度に向けた成果目標は以下の通りです。

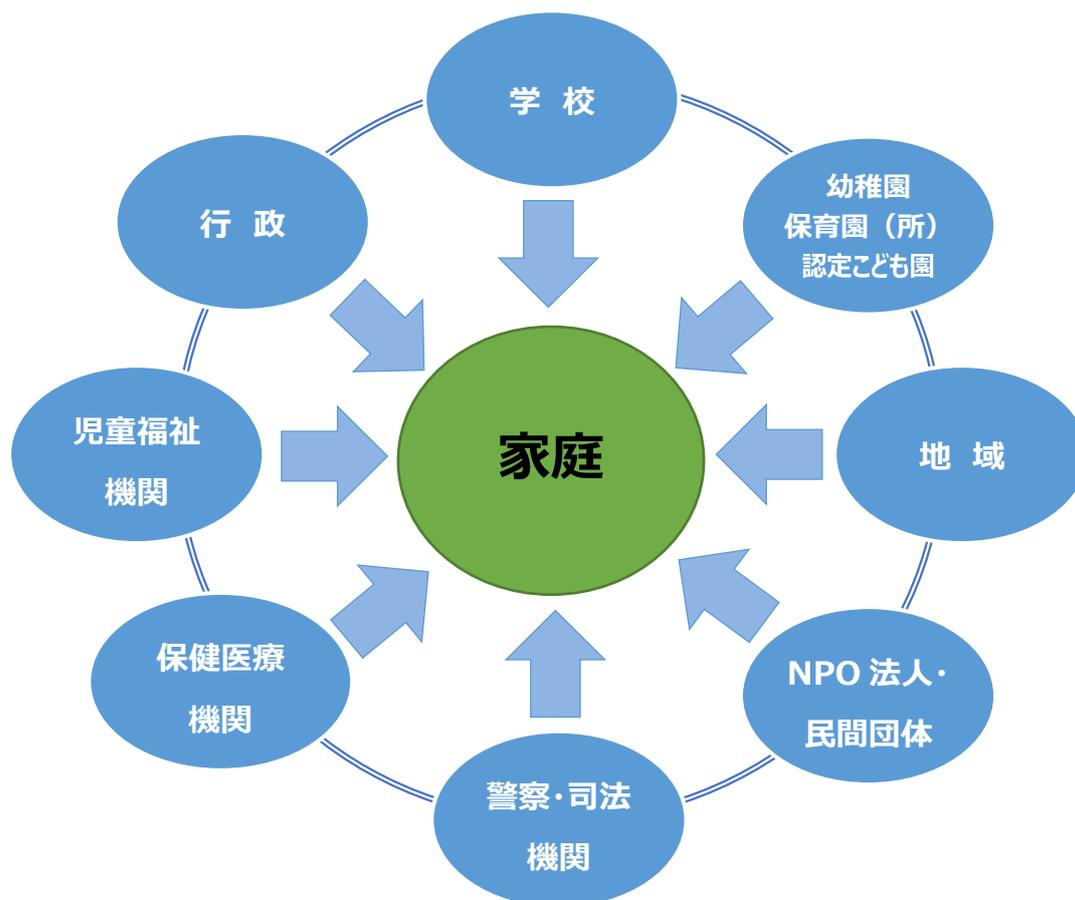
基本目標	取組内容	活動指標（参考指標）	H31 年度	R6 年度
			実績値	目標値
①虐待やDV防止のための意識啓発	オレンジリボン、パープルリボンの啓発活動	オレンジリボンの意味を知っている人の割合	24.1%	50%
		パープルリボンの意味を知っている人の割合	11.5%	30%
	虐待・DVの周知	児童虐待家庭への対応について「何もできない」「様子を見る」と考える人の割合	「何もできない」 10.3% 「様子を見る」 25.0%	0%に近づける
		DVだと思われる行為の認識度	4項目で 70%未満あり	すべての項目で 70%以上
		研修会における募集定員に対する一般市民の割合	未集計	30%
		啓発ポスターの配布先事業者数	未集計	2,000社
		DV相談カードの年間設置枚数	450枚	500枚
②安心して相談できる体制づくり	安心して相談できる体制づくり	「子ども家庭総合支援拠点」の設置数	0箇所	1箇所
③被害者の安全確保・自立を支援する体制の強化	子どもに対する支援	要支援児童生活応援事業実施箇所数	2箇所	3箇所
④推進体制の充実	庁内外における連携強化	要保護児童等対策地域協議会への計画の進捗状況の報告	1回	年1回
		職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修の実施	年1回	年2回

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、児童福祉機関、保健医療機関、教育・保育機関、警察・司法機関、婦人保護関係機関、民間団体などの協力、連携が不可欠です。

各機関、団体等の役割を互いに理解し合い、強固に連携して計画を推進します。



2. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、計画の推進には関係機関との連携が不可欠であり、「要保護児童等対策地域協議会」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。

第6章 資料編

1. SDGs とは
2. 小山市要保護児童等対策地域協議会設置要綱・構成機関
3. 小山市児童虐待・DV対策基本計画策定経過
4. 児童虐待・DV対策に関するアンケート調査

1. SDGs とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」は経済・社会・環境の三側面の取組により、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。



ロゴ：国連広報センター作成

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標 10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標 11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標 12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2. 小山市要保護児童等対策地域協議会設置要綱・構成機関

第1章 総則

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2の規定に基づき、要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）、要支援児童（同条第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）、特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）及びDV（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下同じ。）の被害者（同条第2項に規定する被害者をいう。以下「DV被害者」という。）への適切な保護又は支援を図るため、小山市要保護児童等対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第25条の2第2項に規定するもののほか、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及びDVに関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 要保護児童、要支援児童及びその保護者、特定妊婦又はDV被害者（以下これらを「要保護児童等」という。）に関する対策を推進するための広報及び啓発活動に関すること。
- (3) その他要保護児童等の適切な保護又は支援（以下「支援等」という。）に関し必要な事項

(構成員等)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる行政機関若しくは法人等又は別表第2に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者（以下「行政機関等」という。）をもって構成する。

(組織等)

第4条 協議会に、代表者会議及び実務者会議を置く。

(守秘義務)

第5条 協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の支援等を図るためのものであり、協議会の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を退いた後においても同様とする。

第2章 代表者会議

(所掌事務)

第6条 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等及びその支援等に関するシステムに関すること。
- (2) 実務者会議の活動報告の評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項
(組織等)

第7条 代表者会議は、行政機関等の代表者を委員として組織する。

2 前項の委員（以下「代表者会議委員」という。）は、市長が委嘱する。

3 市長は、代表者会議委員の承認を得て、小山市要保護児童等対策地域協議会名簿に、その氏名及び当該行政機関等の名称を登載するものとする。

(会長及び副会長)

第8条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。

(会長の職務等)

第9条 会長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、年2回定期に開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

第3章 実務者会議

(所掌事務)

第11条 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (2) 要保護児童等の支援等を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (3) 要保護児童等に関する対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (4) 要保護児童等の状況及び問題点の把握に関すること。
- (5) 要保護児童等の支援等の経過報告に関すること。
- (6) 要保護児童等に対する援助方針の確立に関すること。
- (7) 協議会の年間活動方針の策定及び代表者会議への報告に関すること。
- (8) その他要保護児童等の支援等に関し必要な事項
(組織等)

第12条 実務者会議は、行政機関等において、要保護児童、要支援児童、特定妊婦及びDV被害者への支援に係る実務を行っている者を委員として組織する。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、実務者会議について準用する。

(座長及び副座長)

第13条 実務者会議に座長及び副座長を置く。

2 座長には保健福祉部子育て包括支援課長の職にある者を、副座長には保健福祉部子育て包括支援課家庭児童相談係長の職にある者をもって充てる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 実務者会議の会議は、座長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

第4章 要保護児童対策調整機関

(要保護児童対策調整機関)

第15条 市長は、法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）として、保健福祉部子育て包括支援課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第16条 調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 要保護児童等の支援等の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による要保護児童等の支援等の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した要保護児童等の支援等の実施状況による関係機関等の連絡調整に関すること。

第5章 雑則

(庶務)

第17条 協議会、代表者会議及び実務者会議の庶務は、保健福祉部子育て包括支援課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1（第 3 条関係）

児童福祉機関	小山市福祉事務所 栃木県県南児童相談所 保育所 小山市社会福祉協議会 小山市学童保育クラブ連合会
保健医療機関	栃木県県南健康福祉センター 小山地区医師会 小山地区歯科医師会 医療機関
教育機関	小山市教育委員会 学校 幼稚園
警察・司法機関	小山警察署 宇都宮地方法務局栃木支局
婦人保護関係機関	とちぎ男女共同参画センター
民間団体	カンガルー O Y A M A サバイバルネット・ライフ
その他	その他市長が必要と認める行政機関若しくは法人

別表第 2（第 3 条関係）

児童福祉関係	民生委員・児童委員、主任児童委員 保育士、里親、放課後児童健全育成事業指導員
保健医療関係	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師
司法関係	弁護士
その他	人権擁護委員 その他市長が必要と認める者

3. 小山市児童虐待・DV 対策基本計画策定経過

年 月 日	事 項
令和元年 6月24日	令和元年度 第1回要保護児童対策地域協議会実務者会議 第2期計画の活動・成果指標について 第3期計画に向けたアンケートについて
8月 2日	令和元年度 第2回要保護児童対策地域協議会実務者会議 第3期計画に向けたアンケートについて 第3期計画の施策内容について
9月19日～ 9月30日	児童虐待・DV 対策に関する市民アンケート実施
10月31日	令和元年度 第2回子どもの貧困・虐待防止対策本部評定及び子どもの 貧困撲滅プロジェクト合同評定 第3期計画の骨子（案）について
11月14日	令和元年度 第3回要保護児童対策地域協議会実務者会議 アンケート調査結果について
11月27日～ 12月 6日	第2期計画の関係課による進捗調査
令和2年 1月31日	令和元年度 第4回要保護児童対策地域協議会実務者会議 第3期計画の素案について
2月 3日～ 2月 5日	第3期計画の関係課による進捗評価
2月28日	令和元年度 第3回子どもの貧困・虐待防止対策本部評定及び子どもの 貧困撲滅プロジェクト合同評定（書面会議）
3月 6日～ 3月19日	パブリックコメント実施
3月10日	令和元年度 第2回小山市要保護児童等対策地域協議会代表者会議 第3期計画（案）について
3月31日	庁議（計画決定）

4. 児童虐待・DV対策に関するアンケート調査

アンケート調査へのご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から小山市政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に児童虐待・DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談件数が増加傾向にある中で、小山市では、児童虐待の撲滅やDV被害者への支援を拡充するため、「第3期小山市児童虐待・DV対策基本計画」策定に取り組んでいるところです。策定にあたり、20歳以上の市民の皆様から、無作為に1000名(男女各500名)を選ばせていただき、アンケート調査を実施することといたしました。

なお、調査票は無記名でご提出いただくため個人を特定することはありません。また記入いただいた内容については、計画策定以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることはありません。

ご多忙のところ恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年9月吉日 小山市長 大久保寿夫

ご記入にあたって

- 1 この調査は、個人を対象といたします。回答は宛名のご本人ご自身でお願いいたします。(代筆可)
- 2 回答が「その他」にあてはまる場合は、()内に具体的な内容をご記入ください。
- 3 記入漏れ等がないかもう一度お確かめのうえ、同封の返信用封筒にて10月3日(木)までにご投函ください。
- 4 ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

※ なお、職員、調査員が訪問したり、個人情報聞き出ししたりすることはありません。(不審者には、ご注意ください。)

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市子育て包括支援課 TEL 0285-22-9854

FAX 0285-22-9618

E-mail d-kosodate@city.oyama.tochigi.jp

- 8 子どもに食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置したりする
- 9 子どもを無視したり、子どもの存在を否定したりする
- 10 子どもに家の仕事（育児・介護・自営業等）や家事をさせて学校を休ませる
- 11 その他（ ）

Q3 じどうぎゃくたい 児童虐待が行われている家庭を知ったとき、あなたなら最初にどうしますか。
あてはまるものに○をつけてください。(いくつでも可)

- 1 市役所に通報する
- 2 児童相談所に通報する
- 3 学校・幼稚園・保育所（園）・認定こども園等に連絡する
- 4 警察に通報する
- 5 地域の役員（民生委員・児童委員）や知人等、身近な人に相談する
- 6 ほごしや 保護者に直接注意する
- 7 子どもに声をかける
- 8 気になるが、何も出来ない
- 9 とりあえず様子を見る
- 10 何もしない
- 11 その他（ ）

Q4 Q3で「8 気になるが、何も出来ない」または「9 とりあえず様子を見る」を選んだ方にお聞きします。その理由は以下のどれですか。あてはまるものに○をつけてください。(いくつでも可)

- 1 通報した時に名前を名乗りたくない（情報が漏れてご近所トラブルになるのが嫌だ）
- 2 自分の勘違いの可能性もある（じどうぎゃくたい 児童虐待だと確信が持てるか不安）
- 3 その家庭の問題だから、自分が口を出さないほうが良いと思う
- 4 通報先がわからない
- 5 その他（ ）

Q 5 じどうぎゃくたい 児童虐待が起こらないようにするための方策として、最も大切だと思ふものはなんですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 行政の子育て支援策しえんさくの充実
- 2 地域での見守り
- 3 家庭の責任（その家庭が責任を持って子育てをする）
- 4 その他（ ）

Q 6 市が最も力を入れるべきことは何だと思ひますか。あなたのお考へに近いものに○をつけてください。（3つまで）

- 1 子育てに関する相談ができる身近な場所の設置
- 2 じどうぎゃくたい 児童虐待の知識・対応経験のある職員の増員
- 3 じどうぎゃくたいぼうし 児童虐待防止に関する正しい知識の市民への周知
- 4 子育て中の人同士が交流できる場所の増加
- 5 若い世代へ子育てや家庭、生命の大切さなどを伝えていくこと
- 6 子どもへのじどうぎゃくたい 児童虐待・DVに対する教育
- 7 子育てに関する知識やアドバイスが受けられる講座の実施
- 8 じどうぎゃくたい 第三者が児童虐待を発見した場合の相談先の周知
- 9 児童相談所・学校・警察等の関係機関とのネットワークの強化
- 10 子ども自身がSOSを出しやすい環境整備
- 11 地域の体制づくり
- 12 その他（ ）

Q 7 じどうぎゃくたいぼうし 児童虐待防止のシンボルマークのオレンジリボン、DV防止のパープルリボンを知っていますか。それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。

オレンジリボン（児童虐待防止）



- 1 初めて知った
- 2 聞いたこと、見たことがある
- 3 リボンの意味を知っていた

パープルリボン（DV防止）



- 1 初めて知った
- 2 聞いたこと、見たことがある
- 3 リボンの意味を知っていた

Q8 Q7で「2 聞いたこと、見たことがある」または「3. リボンの意味を知っていた」を選んだ方にお聞きします。児童虐待^{じどうぎゃくたい}やDV防止に関する行事（おやま生まれのオレンジリボンたすきリレーや講演会など）に参加したことがありますか。

- 1 参加したことがある
- 2 興味はあるが、参加したことはない
- 3 参加したことはない

Q9 今後、児童虐待^{じどうぎゃくたい}防止対策のために、子育て中の保護者（親）やこれから親となる方々への効果的な広報啓発方法は何だと思えますか。あなたのお考えやアイデアをお聞かせください。

DVに関するアンケート

Q10 DV(ドメスティック・バイオレンス)について、知っていますか？

あてはまる番号1つに○をつけてください。

※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者^{はいぐうしゃ}や恋人などの親密^{しんみつ}な関係の中で起きる暴力^{ぼうりょく}をいいます。なぐる、けるといった身体的な暴力^{ぼうりょく}だけではなく、大声でどなったり、生活費を渡さない、子どもに危害^{きがい}を加えるといった精神的な暴力^{ぼうりょく}、避妊^{ひにん}に協力しないといった性的暴力^{ぼうりょく}も含まれます。

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 言葉は知っているが、内容は知らなかった
- 3 言葉も内容も知らなかった

Q11 デートDVについて、知っていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

※ デートDVとは、結婚^{けっこん}や同棲^{どうせい}をしていない交際相手^{こうさいあいて}からの暴力^{ぼうりょく}をいいます。(身体的な暴力^{ぼうりょく}だけではなく、精神的、性的暴力^{ぼうりょく}も含まれます。)

- 1 言葉も内容も知っている
- 2 言葉は知っているが、内容は知らなかった
- 3 言葉も内容も知らなかった

Q12 「配偶者^{はいぐうしゃ}からの暴力^{ぼうりょく}の防止^{ひがいしや}及び被害者^{ほご}の保護等に関する法律(DV防止法)」を知っていますか？あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1 法律があることも内容も知っている
- 2 法律があることは知っているが、内容はよく知らない
- 3 法律があることも、その内容も知らなかった

Q13 次の中であなたがDVだと感じるものに○をつけてください。(いくつでも可)

- 1 平手で打つ
- 2 足でける
- 3 物で殴る
- 4 なぐるふりをして、おどす
- 5 刃物などを突きつけて、おどす
- 6 いやがっているのに性的な行為を強要する

お や ま し は い ぐ う し ゃ ぼ う り よ く そ う だ ん し え ん せ ん た ー

- 1 小山市配偶者暴力相談支援センター
- 2 パルティ(とちぎ男女共同参画センター)
- 3 栃木県南健康福祉センター
- 4 小山市役所
- 5 民間の相談窓口
- 6 警察
- 7 とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)
- 8 その他()
- 9 知らない

(2) ^{ひがいしゃ}被害者が安心して相談を受けられるためには、相談窓口にはどのようなことが必要だと思いますか？ あてはまるものに○をつけてください。(いくつでも可)

- 1 個人情報^もを漏らさない。
- 2 あまり人通りがなく相談に行ったことを他の人に見られない場所に窓口がある
- 3 市役所など^{おおぜい}大勢の人が出入りする場所にある
- 4 市役所など^{おおぜい}大勢の人が出入りしている場所にあっても、相談場所^{めいじ}が明示されていないなど、被害者^{ひがいしゃ}が相談していることが分かりにくいための工夫
- 5 相談場所が個室となっている
- 6 ^{ひがいしゃ}被害者と同性^{どうせい}の相談員が対応してくれる
- 7 ^{じょうじ}常時、複数の相談員がいる
- 8 ^{かがいしゃ}加害者がつけてきても、^{かがいしゃ}加害者に分からないように逃げられるよう対応してくれる
- 9 ^{かがいしゃ}加害者がつけてきても、警察^{れんけい}と連携し、警察官がかけつけてくれる
- 10 窓口に行かなくても電話相談が受けられる
- 11 身近なところに相談窓口が数多くある
- 12 セキュリティ(加害者からの安全対策)を含め完備されている相談窓口
- 13 その他()

Q17 今後、小山市のDV防止対策、^{ひがいしゃしえん}被害者支援に関して、^{ようぼう}要望や^{はいりょ}配慮して欲しい点がありましたらお書きください。

第3期 小山市児童虐待・DV対策基本計画

令和2年3月

発行・編集 小山市 保健福祉部 子育て包括支援課

〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号

TEL 0285-22-9854

FAX 0285-22-9618

URL <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>